金と該加盟國は、基金の該國通貨保有額を減少せしめる手段方法を考慮するを要する。

七、まことに基金は、各加盟國の一時的困難を克服することを援助せんとするものであるから、加盟國に與へられる便宜は、できるだけ速かに償還せられることを保障するを要する。換言すれば、基金資金を使用した加盟國は基金から自國通貨を買戻さねばならない。この點に關する規則は些か複雜であるが、その目的は加盟國が、實際において、自國の通貨準備（金及び交換可能通貨による）の量を維持しうる狀態にある場合、基金資金を多量に使用することを防止するに存する。斯くの如き場合には、當該加盟國は自國通貨買戻のため、その準備の一部を使用せねばならない。どれだけを使用せねばならぬかは、一部は前年の間その加盟國が基金から得た便宜の量により、一部はその國の通貨準備の變化により又一部はその國が他の基金加盟國の通貨を蓄積したるや否やによるものである。但し如何なる場合においても、買戻の結果、該加盟國の通貨準備が自國割當額未滿となつてはならず、又基金の該國通貨保有額が、該國割當額の七五％未滿となつてはならない。（即ちその加盟國の自國通貨による原醵出額の正常額を劃つてはならない）。而して他の加盟國の權利は、買戻取引におけるいづれかの通貨の使用の結果、その通貨の基金保有額が增加して關係加盟國割當額の七五％を超えることと成つてはならぬ、といふ規則によつて保護されてゐる。

基金資產の金價値は維持するを要するといふ原則であるから、加盟國通貨の價値が金を標準として低落したときは、該加盟國は基金に對し追加拂込をなすべき旨の規定が存する。

八、基金の正當なる運行のためには、各加盟國の基金資金を利用し得る理論的權利が效果的に行使され得ること——換言すれば、基金が需要される通貨を供給し得る地位にあることが固より絶對要件である。必要あらば、基金はその通

貨と引換に金を賣却するか、又は當該通貨を該加盟國自体、或は（その國の同意の下に）その他の方途から借入れるかにより、特定通貨の保有額を補充するための措置を講ずることが出來る。ただし基金にして「特定通貨の一般的稀少が起りつつあること」を發見したときは、「基金はその旨各加盟國に通告し、稀少の原因を述べ、且解決策を勸告する報告書を發行することが出來る。右報告書の作成に當つては、關係通貨の屬する加盟國の代表者は之に參加するものとする。」斯くて基金は、生じた不均衡の根本的原因を檢討し、適當な匡救策を示唆し得ることと成る。しかし斯る報告書が發行されないときでも、基金は、その通貨に對する需要が「基金の該通貨供給能力を甚しく脅す」こと明白となれば、公式にその通貨の稀少なる旨宣言せねばならない。この宣言は次のやうな若干の重要な結果をもつものである。

（1）基金は「爾後各加盟國の相對的必要度、一般國際經濟情勢、その他適宜事情を勘案し、稀少通貨の現存並に爾後生ずべき供給を割當てるを要する。」

（2）基金はその措置に關する報告書を發行するを要する。

（3）公式宣言は加盟國に對し、基金と協議の後稀少通貨に依る爲替操作の自由に一時的制限を課する權限を與へる效果をもつ。これらの制限は必要以上に制限的たり得ず、且つ出きるだけ速かに緩和乃至撤廢さるべきである。右の權限賦與は、基金が公式に當該通貨の稀少狀態が止んだ旨を宣言すると同時に消滅する。

九、國際通貨基金協定が効力を發生したときは、その將來の効力は次のやうな一聯の條項に依つて規制される。

（1）第一に、各加盟國が經常支拂についてさへ爲替制限を持續し得る過渡期なるものがある。しかし斯る制限は出

きるだけ速かに撤廻さるべきものである。特に基金は三年經過後實施されある諸制限について報告を爲すを要し、又五年經過の後基金は制限の繼續に關し意見を徵せらるべきものとされる。

(2)「加盟國は何時にても基金の主たる事務所に對し、書面に依る通知をなすに依り基金を脫退し得る。脫退は右通知受領の日より効力を生ずる」。

(3)加盟國が繼續的にその義務を履行せざるときは、基金はこれに對し脫退を要求し得る。

(4)「緊急の際又は基金の業務を脅す不測の事態發展せる際」は、一定の條項が停止される。

(5)最後に基金は各國委員會の決定に依り淸算に附される。斯る場合に關する詳細な條項が規定されてゐる。

一〇、更に國際通貨基金協定は、基金の身分、免除及特權、加盟國に依る統計的その他の情報の提供、並に基金の組織及管理に關する重要な條項を含んでゐる。

基金の機構に關しては次のやうに規定されてゐる。

(1)最高機關として「各國委員會 (Board of Governors)」があり、各加盟國の任命する委員一名及代理一名宛より成る。

(2)少くとも十二名の「常務理事 (Executive Directors)」があり、これに對し各國委員會は新規加盟國の參加許可、割當額の改正、全加盟國通貨の平價の一律變更並に淸算の決定の如き主要な權能を除く一切の權能を委任することが出來る。常務理事の內五名は最大の割當額を有する五加盟國に依て任命され、二名はラテン・アメリカ諸共和國に依り、五名はその他の諸加盟國に依り任命される。基金において最大の純貸越額を有する二加盟國のいづれかが上記規則の下に常務理事を出さないときは、かかる加盟國は更に一名の常務理事を任命することが出來る。この規定に依り常務理事の最大限(譯註)は十四名となる。

(譯註) 原文 eighteen とあるのは誤記であろう。

(3)「專務理事 (Managing Director)」一名が常務理事に依り任命され、常務理事會の議長となり又各國委員會の會合に出席する權利を與へられる。專務理事を長として

(4)基金の「事務職員」が設けられる。これは(「專務理事」と共に)專ら基金に對し義務を負ひ、他の如何なる權威に對しても義務を負はない。

× ×

實際において、新機構の圓滑なる運營は、それがかち得る信賴の程度に依存するところ大であることは、改めて强調するを要しないところである。親密な友好關係によつて、法律條項に基く權威によるよりもより多くのことが成就され得るのは稀なことではない。まことに、通貨の平價變更を承認又は却下する權能は、單に形式的なものとなることがある。即ち變更が要請されるやうな事態に立ち到つたときは、屢々最早處置がないのである。けだし恐らく基礎的條件が惡化して、如何なる變更も、實際上、解決を可能ならしめないやうな事態になつてゐるからである。より大なる爲替安定に對し實質的寄與を爲すためには、基金は種々の國における通貨發展を決定する一切の本質的要素を支配し得ることを要するが、これらは大部分(財政、名目賃銀、稅等の如く)國內的性質のものである。嶄くて基金は漸次權威を獲得し信賴を起させることによつて始めて、種々の國、從つて又全世界における通貨發展に對し、決定的且つ有用なる勢力を

行使し得る如き地位を最もよく達成し得るのである。

支拂協定に基き供せられる金額は、各々の場合において兩當事國間に取極められた諸條件（正確な條件は時として公表されぬものだが）から生ずる。ブレトン・ウッヅ案の下においては「稀少通貨條項」が發動されるかも知れないために、加盟國がどれだけの特定通貨を要請により取得出きるかは、理論上知ることが出きない。これらの問題に關する論議において、稀少となる通貨があるとすれば、十中八九米ドルであらうと屢々假定されて居る。醵出割當額表によれば基金は合衆國の醵出額として六億八千七百五十萬ドルを金で、二十億六千二百五十萬ドルを米ドルで受領し、その他の國は六十億五千萬ドル（譯註）の價額のものを提供する。その六十億五千萬ドルの中恐らく十億ドルが金で提供され、醵出額の總計は一切を合算すれば八十八億ドルと成る（註）。若し基金がその保有する一切の金を以て米ドルを買入れるとすれば、三十七億五千萬ドルを使用し得るであらう。これは、各十二ケ月間に自國割當額の二五％の割合で基金資金を使用し得るといふ各加盟國の「自動的權利」を賄ふのに大いに役立つわけである。

しかしながら右の金額が爲替安定に對し充分な貢獻となるかどうかは、――一般に認められて居るやうに――世界貿易の流れ、國際貸借の決濟、物價の一般的傾向、並に個々の國がその國內經濟並に相互の關係において保持し得る均衡と關聯せる多數條件の充足に依存して居る。

（譯註）原文は五十億五千萬ドルとなつてゐるが、これは誤記であらう。

（註）W・T・G・ハケット著「ブレトン・ウッヅ」（カナダ國際事情協會一九四五年刊）。

この點に關して基金を獨立して考慮すべきではなく、國際復興開發銀行と關聯せしめて考察せねば成らぬのである。

銀行も亦諸政府間の協定に基き樹立され、その加盟國は凡て國際通貨基金の加盟國たるを要する。その最大限の公稱資本（授權資本 Authorized Capital）は百億ドルであり、ブレトン・ウッヅに代表を派遣した四十四ケ國がその中九十一億ドルに應募し、殘額は新規加盟國が應募するか、又は原加盟國が追加的自發的應募を爲す。（應募額は多少の例外はあるが、國際通貨基金の醵出割當額と比例的である）。應募額の二〇％だけが直ちに本銀行の貸付資金に割當てられる。（二％は金で、又八％は各加盟國通貨で、本銀行業務開始の最初の一年內に拂込まれ、殘り一〇％は必要に應じ通貨を以て拂込を催告される。）殘余の八〇％は損失を補塡するため必要とされる場合にのみ、拂込を催告される偶發債務である。（右金額は「該加盟國の選擇により、金、米ドル又は拂込催告の原因たる本銀行の債務辨濟に必要なる通貨を以て」支拂はるべきものとされる。）

かくの如くして取得される資金を以て、本銀行は左記の三種の業務を行ふことができる。

（1）本銀行は自己の貸付資金より直接貸付をなし又は直接貸付に參加する。（即ち一市場において資金を借入れ、他の場所においてそれを貸付けることとなる。）

（2）本銀行は借入を通じて取得する資金によつて直接貸付をなし、又は直接貸付に參加する。（即ち一市場において資金を借入れ、他の場所においてそれを貸付けることとなる。）

（3）本銀行は私的國際投資の通常の經路を通じてなされた貸付の全部又は一部を保證する。

本銀行の資金並に便宜は專ら各加盟國のために使用されるものであり、開發（即ち特に發展の遲れた諸國における生產施設並に資源の開發）並に復興（即ち戰爭によつて破壞及瓦解せしめられた經濟の回復、並に生產施設の平時需要への再轉換）の双方の計畫が、均等に考慮される（註）。而して「本國が、敵の占領或は戰鬪行爲により、甚大なる損害を蒙りた

る加盟國の經濟回復及復興を促進する目的を以て、本銀行は斯る加盟國に對する貸付の條件決定に當り、財政的負擔の輕減並に右回復及復興の完成促進に特に注意を拂ふものとする。」

（註）「ブレトン・ウッヅ協定法」（百七十三頁註參照）においては、國際復興開發銀行に對する合衆國代表（即ち委員及び常務理事）は「長期安定貸付を含み經濟復興及貸幣組織再建の計畫に對する貸付を爲し又は斯る貸付を保證する本銀行の權限に關し、本銀行の公的解釋を速かに得るやう指示」されて居た。「本銀行がこの種貸付の許衆乃至保證を自己の權能ならずと解釋するときは、合衆國を代表する委員に、ここに明確に本銀行に對し、基金と協議の後、この種貸付を爲し又は保證する權限を與へる目的を以て、協定條文を修正することを速かに提議し、且つこれを支持するやう指示せられる。大統領は、ここに合衆國のため右趣旨の修正を受諾する權限を與へもれ、且つ受諾すべきことを指示される。」合衆國の考へによれば通貨再建は基金よりもむしろ銀行の任務となる。尤も兩機關が協議すべき旨の條項がある。基金は、戰後の混亂が概ね克服された後にはじめて、充分の活動分野をもつのだといふ意見が屢々表明されたが、右上の合衆國の考へ方はこの見解と合致する。この點に關し、基金は戰後直ちに起る困難に拮抗することを先づ第一の目的とする「支拂協定」と明確に異る。

本銀行は加盟國及び加盟國領域内における商・工・農企業に對する貸付を保證し、又は斯る貸付に參加し、或は自ら斯る貸付を爲す。まことに本銀行は「私的投資家に依てなされたる貸付その他の投資を保證し又は之に參加することにより私的對外投資を促進する」ものである。但し本銀行と加盟國間の一切の取引は、加盟國の大藏省、中央銀行、安定資金又はその他右に準ずる財務機關、即ち公的經路を通じてのみ行はれる。その領域において事業計畫が遂行せらるべき加盟國が借入人でない場合は、該加盟國、該國中央銀行、乃至これに準ずる機關は、右貸付の償還のみならず利子その他の費用の支拂を充分に保證するを要する。

また一定の保護手段が規定されてゐる。本銀行が貸付を許容し、又は保證するに先立ち、關係專門委員會が、當該事業計畫を調査の上推薦するを要し、又現在の市場條件においては、借入人は本銀行によるに非されば、妥當な條件で必要な便宜を獲得し得ざる旨、本銀行が確認しなければならない。更に貸付をなし又は保證するに當り、本銀行は借入人（又は場合により保證人）が貸付に基く債務を履行し得る見込ありや否やを考慮しなければならない。本銀行は又その領域に事業計畫の存する特定加盟國及各加盟國全體のために愼重に行動するを要する。特に本銀行は節約及能率の考慮に充分注意するが、政治的又はその他の經濟外影響乃至考慮を顧慮することなく、貸付手取金が貸付の認められたる目的のためにのみ用ひられるやう措置するを要する。

本銀行の處理し得る資金の使用方法、債務不履行を處理する權能、及び貸付契約の條件を變更する權能等を規定する重要な條項が設けられて居る。

「本銀行は、貸付手取金が一又はそれ以上の特定加盟國領域において費消せらるべし、との條件を課すべからず」とされる一方、その通貨が、貸付目的或は轉換目的のため使用される加盟國が、若干の場合において、計畫される業務に關して特別の發言權を有すべきことを保障する一聯の條項が設けられて居る。即ち、加盟國割當額の一部として、本銀行の直接貸付用資金として拂込まれた通貨により貸付を爲すに當つては、その加盟國の同意を必要とする。又本銀行自身の貸付資金から與へられた直接貸付の償還金として、本銀行の受領した資金に對しても、同樣のことが適用される。この場合には、條文は又關係通貨の屬する加盟國の同意あるに非されば、他の通貨に轉換し得ぬものとする。但し當該通貨が契約に基く本銀行自身の債務を速かに履行するため必要とされる場合には、右諸制限に對する一般的例外が適用される。

本銀行が直接貸付を行ふため、市場において資金を調達し、又はその他の方法で借入を爲す場合には、借入通貨又は貸付表示通貨（通例は兩者同一だが）の屬する加盟國が同意を求められることを與へることを拒否し得るが、一旦同意を爲した上は、關係資金を他の加盟國通貨に轉換することを妨げてはならない。上記の場合以外には、本銀行の使用し得る資金は、制限を受くることなく使用され得る。例へば借入資金より爲された貸付の償還金、及び金賣却により取得された資金の如きこれである。

本銀行は借入人に對し、借入人が自國領域以外の領域における經費支辨のため必要とする外國爲替を供給するを通例とする。借入人が、貸付の目的のため必要とせられる自國通貨を妥當なる條件で調達し得ない異例の場合においては、本銀行は借入人に對し、借入人の自國通貨で適當なる額を供給することが出來、又或る場合には必要なる外國爲替（但しその額は借入人の自國內支出を超ゆるを得ない——譯註）に關し、特別の措置を講ずることが出來る。

（譯註）原文は the foreign exchange needed in excess of the borrower's local expenditure とあるが not in excess of の誤りであらう。

本銀行が自ら貸付を行ふ場合は、自から貸付の條件を定めることは勿論であるが、單に貸付の保證を爲すに過ぎぬ場合においても、貸付契約の條件に關し甚大な支配力を行使することが出來る。本銀行が資金を借入れて之を再貸付する場合、又は貸付を保證する場合には、利子の外借入人により支拂はるべき手數料を收得する。本銀行の業務開始後最初の十年間は、右手數料は各貸付の殘高に付、年一%を下らず一・五%を超えざるものとせられる。かかる手數料收入金は、特別準備金に拂込まれ、生ずべき損失に對する防禦の第一線となるのである。

債務不履行の場合には、「本銀行は、貸付に基く債務を調整し得べき措置を講ずべきもの」とされる——これは、生ずべき各種の場合を包攝するため、總括的に定められてゐる條項である。加盟國が急激な爲替窮迫のため約定通りに債務を履行し得ぬときには、關係加盟國は、本銀行に對し支拂條件の緩和を要請することが出來る。この場合には、本銀行は特別の振替協約に同意し得る。即ち右協約によつて、本銀行は右加盟國自身の通貨で支拂を受領するのであるが、その期間は三年を超えざるを要し、又斯くて蓄積せらるる資金の使用、その外國爲替相場の維持並びに右資金の他通貨への窮極的轉換に關し、適當な條件を附するを要する。本銀行は又同時に（或は選擇的に）「償還の條件を變更し又は貸付の期限を延長することを得、或はその双方をなすことが出きる」。

貸付並びに保證の業務遂行のため、本銀行に對し一定の特殊權能が與へられてゐる。加盟國の同意を得た上でその國通貨を借入れる權利、及び理事が全票決權數の四分の三の多數を以て、特別準備金の投資物として適當なりと認める證券（譯註）を賣買する權利の如きその例である。これら權能を行使するに當つては、本銀行の取引相手は公的機關に限定せられず、加盟國領域における個人、組合、社團、會社又はその他の法律上の主体と取引することを得る。

（譯註）原文は other securities となつてゐるが、これは恐らく條文を不用意にその儘轉記したものでここの文章では other は不要である。

一般的性質の興味ある條項は、「本銀行並びにその役員は加盟國の政治問題に干渉するを得ず、又その決定において一或はそれ以上の關係加盟國の政治的性格によつて左右せらるるを得ない。その決定に當つては經濟的考慮にのみ依るべきものとし、且つこれらの考慮は第一條所定の目的遂行のため公平に較量せらるべきもの」とする規定である。

本協定は又、本銀行の組織及び管理、身分、免除及特權等に關する條項を含んでゐるが、これらは國際通貨基金と殆んど同樣の線で設けられてゐる。特殊のもの」としては、各國委員會の選任する七名を下らざる（譯註　諮問委員會に關する規定であり、この諮問委員會は、銀行、商業、工業、勞働及び農業の代表者を含むものとせられる。

（譯註）　譯文は「七名の」となつてゐるが誤記であらう。

× × ×

國際投資を刺戟すると云ふ特定目的のために一の機關を作る必要があるといふことは、一般の認めるところのやうである。二十年代及び三十年代の初めにおいて行はれた貸付及信用に關する凡ゆる不幸な經驗の後で、何ら支援なき私的貸付の復活を當てにし得るとは思はれない。しかしながら復興と開發は不當に遲滯せしめらるべきでないとするならば、右兩者のためには巨額の資本を必要とする。國際機關は次の如き數多の重要なる方途、即ち、必要なる資金の調達の助成において、當該事業を相刻する政治的利害の場から出來るだけ遠ざけることにおいて、又貸付國が速かに支拂を受ける機會を改善することにおいて、有用であると思はれる。

本銀行が貸付又は保證を行ひ得る總額は、「瑕疵なき應募資本、準備金及剩餘金」に限定せられる。即ち最初の五年間においては、恐らく九十億ドル乃至百億ドルを限度としよう。比較のため擧げてみれば、一九二〇年乃至一九二九年における合衆國よりの長期資本實際流出額は、およそ百十二億五千萬ドルであつた。今回の需要はより少いといふことはあるまいし、價格水準は恐らく少くとも一九二一年乃至一九二九年と同等であらう。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行により與へられる便宜の窮極目的は、「生産性、生活水準並びに勞働條件の向上」に寄することにあるが、そのための直接的事業として「國際通商の長期且つ均衡せる成長と國際收支の均衡維持を促進する」を要する。

第十一章　國際貿易

合衆國がブレトン・ウツヅ案の採擇を決定した一九四五年七月三十一日付法令の最後の節は「國際經濟關係の一層の促進」に關する問題を次のやうな言葉で述べてゐる。

「國際貿易の擴張並に均衡を得たる發展を容易ならしめ、且つ『基金』並に『銀行』の操作を最も效果的ならしめるために、國際的經濟協調に關する更に附加的諸方策を講ずべき必要ありとの認識の下に、國際貿易上の障碍及び制限の減少、不公平なる貿易慣習の撤廢、互惠的通商關係の促進、その他國際貿易の擴張並に均衡を得たる發展の助長、並に國際經濟關係安定の促進等を實現する最善の諸方策に關し、可及的速やかに諸國家並に國際的諸團體間に更に一層の協定並に協調をもたらすため努力することを合衆國の政策としてここに宣言す。對外借款に關する合衆國の政策及び『基金』並に『銀行』の政策、特に爲替取引上の操作に關する政策を考慮するに當り、諮問委員會及び『基金』並に『銀行』の合衆國代表は右の如き協定と協調の達成が如何に推進されたるかに對し深甚なる考慮を拂ふべきものとす。」

これらの一般原則は、政府に對し五〇％だけ關稅率を引下げる權限を與へる互惠通商法を更に三ケ年延長するといふ一九四五年七月初めの決定を通じ既に實行に移されてゐる。而してこれらの權限は、かかる決定の採擇以前既に互惠通

商法に基き引下げが行はれてゐた關稅率を含み、一切の現行諸關稅に適用されるものである。

第四十二表は一九三八年並に戰時中における合衆國の輸出入を示してゐるものであり、商業輸出（時には現金輸出とも呼ばれる）並に武器貸與輸出はそれぞれ別々の欄に表はされてゐる。（卷末第九國表參照）

（第四十二表）　合衆國の外國貿易（武器貸與並に商業勘定）　（單位百萬弗）

項目	1938	1941	1942	1943	1944	1945 1月—6月
輸出						
商業輸出 … … … …	3,094	4,406	3,147	2,606	2,956	1,759
貸與輸出 … … … …	—	741	4,933	10,357	11,305	4,050
輸出總額… … … …	3,094	5,147	8,080	12,963	14,261	5,809
輸入… … … … …	1,960	3,345	2,742	3,371	3,916	2,122
差額… … … … …	+ 1,134	+ 1,802	+ 5,338	+ 9,592	+ 10,345	+ 3,687
輸入、商業輸出との差額 …	+ 1,124	+ 1,001	+ 405	− 765	− 960	− 363

合衆國參戰の最初の年である一九四二年においては、武器貸與輸出は商業輸出よりもより高額を示して居り、これは一九四五年八月二十一日合衆國大統領の聲明に從ひ武器貸與供給が廢止されるまで續いた。武器貸與が最高に達したのはノルマンディ上陸作戰及び東部戰線におけるソ聯邦の攻勢が準備されつつあつた一九四四年の初めであり、當時合衆國の總輸出額中約五分の四は武器貸與勘定によるものであつた。一九四五年六月三十日に至る全期間中、飛行機、船舶

（第四十三表）

合衆國の武器貸與援助

（1941年3月11日より1945年7月1日までの總額）

項目	單位1億ドル	%
供給物資		
軍需品（船舶を含む） … … …	207	49
石油製品 … … … … … …	22	5
工業原料並に生産物 … … …	86	21
農産物 … … … … … …	59	14
海運其の他のサーヴイス … … …	46	11
總額 … … …	420	100

（註）その他本表に計上されてないが8億ドルの價格の物資が武器貸與諸國に對し戰場で供給するやう米軍指揮官に委託されてゐる。

軍用自動車等を含む軍需品は供給額の殆ど半分に上り、一方工業設備、醫療品、化學製品、機械、金屬、鑛産物を含む工業資材並に製品は約五分の一を占めてゐた。食糧並に農産物の總計は武器貸與供給總額の約一四%を數へた。合衆國における食糧生産が最高に達した一九四四年には、同國の食糧供給總額のうち六%が武器貸與勘定で海外に送られた。一九四五年九月議會に提出された第二十次武器貸與報告に示されてゐる如く、一九四一年三月より一九四五年七月一日に至る期間に合衆國の武器貸與總額は四百二十億ドルに達した。その內譯は第四十三表の如くである。（卷末第十國表參照）

一九四五年四月一日までに合衆國が受けた逆貸與總額は五十六億ドルに達してゐる。（尤もこの逆貸與總額は各地の價格ではなく合衆國の物資並にサーヴイスに適用される價格で評價すれば、明かにこれより多額となる）。逆貸與の大部分はイギリスより供給され、その一部は設備の形で、一部は特にイギリス諸島が西部ヨーロツパにおける主要作戰基地で

つた時期に、アメリカ軍のために提供された兵舎及び飛行場の形で提供されたものである。同様の援助が後にフランス、ベルギー、オランダ等のヨーロッパ大陸諸國より與へられ、また極東においてはイギリス、オーストラリア、ニュージーランド、インド並に中華民國より與へられた。

「國別武器貸與並に逆貸與」に關する第四十四表は合衆國の計算に基く資料を轉載したものである。下院の質問に對す

（第四十四表）

合衆國の國別武器貸與並に逆貸與狀況

合衆國よりの武器貸與援助

（1941年3月11日より1945年7月1日までの總額）

國別	單位1億ドル
イギリス	135
ソ聯邦	91
アフリカ・中東・地中海地域	33
中華民國並にインド	22
オーストラリア並にニュージーランド	14
ラテン・アメリカ	2
其の他諸國	12
總額	314

合衆國に對する逆貸與援助

（1941年3月11日より1945年4月1日までの總額）

國別	單位1億ドル
イギリス(1)	38
オーストラリア	8
ニュージーランド	2
インド	5
英帝國全体(2)	53
フランス帝國	
其の他諸國(3)	0.33
總額	56

（註）特定國向輸出に關する海運、船舶、一部商品及びサーヴイス總額106億ドルを除く。尚武器貸與の最後的數字は500億ドル近くに達するものと豫想される。

(1) イギリス植民地よりの1950萬ドルを含む。
(2) 南阿聯邦よりの90萬ドルを含む。
(3) ベルギー帝國よりの2,610萬ドル、オランダ帝國よりの170萬ドル、中華民國よりの370萬ドル、及びソ聯邦よりの210萬ドルを含む。

る一九四五年十一月のイギリス蔵相の答辯書は、一九四五年六月三十日までにイギリスより合衆國に與へられた相互援助總額は、第四十五表に示されてゐる如く、十億八千三十萬ポンドに達したと述べてゐる。（註）

（註）イギリスでは武器貸與を相互援助と呼んでゐる。

（第四十五表）

イギリスの合衆國に對する相互援助狀況

1945年6月30日迄の總額	單位百萬ポンド
イギリス國内において供給された物資並にサーヴイス	675.0
合衆國に積出された食糧並に原料	45.7
合衆國に輸出或は合衆國において引渡された軍需品其の他	43.1
植民地その他海外領土における物資並にサーヴイス	122.2
イギリス並に海外に於ける資本設備	194.3
總額	1,080.3

二%八分の三の利率を有する三十年期限の信用の條件で未積出或は契約中の武器貸與物資を引渡すべき協定が、武器貸與援助が廢止される以前既にフランス、ベルギー、及びオランダとの間に締結されてゐた。かくしてフランスは一九四五年八月に尙約二億五千萬ドルに上る契約額を有してゐたが、かかる契約に伴ふ諸費用を支拂ひ、より以上の必需物資を購入するために、一九四五年十二月輸出入銀行から二%八分の三の利率並に三十年期限の條件で五億五千萬ドルの貸付を獲得した。

武器貸與が廢止された時ベルギーは同國が提供した逆貸與一億七千七百萬ドルと同國の受けた武器貸與供給額七千八百萬ドルの差額を示す約九千萬ドルの貸越を有してゐた。これに對し合衆國は一九四五年十月の協定において、一部は既に一九四五年八月決定された總額四千二百萬ドルに上る物資並にサーヴィスの提供により、一部は民需に有用であり且つアメリカ軍にとり必要のなくなつた物資四千五百萬ドルの提供によつて、その補償をすることを約した。更に合衆國はアメリカ軍のために支出されたベルギー・フランの立替金の決濟のため六千一百萬ドルの支拂を行つた。またその他の諸國とも既に輸送途上にある武器貸與物資の處分に關し種々論議が行はれた。

戰爭終了直後は自然どこでもセラーズ・マーケットとなるものだが、斯る情勢の下では多量の生產物に對し武器貸與積出に代る捌け口を見出すのは困難なことではない。併しだからといつてアメリカ人が、戰後政策の決定に際し外國貿易の促進に多くの考慮が拂はれなければならないといふ事實を沒却するといふことはない。合衆國の輿論は、かの一九二二年のマツカムバー・フオードネー法（McCumber-Fordney Act）並に一九三〇年のホーレイ・スムート法（Hawley-Smoot Act）の如き關稅引上措置により明示されてゐるやうな第一次大戰直後の經濟政策が、世界恐慌に捲込まれることから米國經濟を救ふために、また他國に比し失業の程度を減少せしめるためにさへ何ら役立たなかつたといふ事實によつて深い印象を受けてゐるやうに思はれる。農產物の多くはアメリカ市場だけでは過剩となることを避け難く、かかる過剩生產物は輸出されなければならないといふことは特に認識されてゐる。しかし充分な規模の輸出を行ふためには外國がドルを所有するのでなければ不可能であらうし、必要とするドルの大部分は合衆國への輸出を通じてのみ獲得され得るものである。かくて合衆國の將來の商業政策は、世界の大債權國の一つとしての利害から全く離れて、高水準の輸入實現といふことに付、輸出促進といふことに劣らず、密接な關聯を有すべきものとなる。

その地理的位置並に經濟構造によりカナダは過去においてイギリス市場に對しては出超、合衆國よりは入超であり、從つて當然一方よりの購入の決濟のため他方における販賣を通じて獲得した外國爲替を用ひ得ることに重大關心をもつてゐる。この事情は、例へばブレトン・ウツヅ案に對するカナダの態度を決定してをり、それは速かに採擇せられ、商業並に金融面において多角的決濟へ向ふ第一歩と見做されてゐる。

（第四十六表）

カナダの外國貿易（單位百萬カナダ・ドル）

項目	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945 1月—6月
輸出(1)	996	1,081	1,389	1,842	2,548	3,113	3,550	1,768
輸入(2)	666	739	1,043	1,346	1,579	1,671	1,699	759
差額	+ 329	+ 342	+ 346	+ 496	+ 970	+ 1,443	+ 1,850	+ 1,008

(1) 參照なき時。

(2) カナダ駐在イギリス軍の使用分としてイギリスより輸入された商品は含まず。

(註) カナダ銀行の統計一覽は「現場に於ける輸出入統計は、從つて輸出されたりする點に輸出國際收支を示すものとしては信賴出來ないということも注意すること は勿論なことである」と指摘してゐる。

同國の輸出額は相互援助の形式における供給を含んでゐるが、外國貿易統計表においては商業輸出とその他の輸出とは區別されてゐない。戰爭中における聯合國に對するカナダの援助總額は四十五億ドルと推定され、それはイギリスに對する十四億四千二百萬ドル、その他の英帝國諸國に對する一億一千三百萬ドル、ソ聯邦に對する一億二千一百萬ドルを含む十七億ドルの相互援助供給額、一九四二年のイギリスに對する七億ドルの貸付、その翌年のイギリスに對する十億ドルの純然たる賠與、八億ドルに上るイギリス所有カナダ證券の償還、並に二億ドルに上るカナダにおける軍需工場に對するイギリス支出の拂戻から成立つてゐる(二十七頁參照)。從つて援助總額の三分の二は純然たる寄與によるものである。

軍需生産に力を注ぐため對外投資を引上げ、又債務を負ふやうになつたイギリスは、その結果將來の國際收支上若干の困難な問題を創り出した(十八乃至十九頁並に百三十五頁參照)。第四十七表は一九三八年から一九四五年に至るまでの同國の輸出入に關し現在發表されてゐる數字を示したものである。

軍需品の輸入は武器貸與並に相互援助に基く供給より成立つてゐるが、軍需品以外の輸入品の主な部分も武器貸與並に相互援助の下に受取られたものである。一九四五年八月三十日付ロンドン・タイムスの記事によれば、武器貸與並に相

第四十七表　イギリスの外國貿易

(價格百萬ポンド)

	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945 1月 6月
輸入總額(再輸出を除く)	858	839	1,126	1,132	1,195	1,872	2,351	—
輸送品のみ	—	—	—	—	203	645	1,052	—
輸送品を除く輸入額(再輸出を除く)	858	—	—	—	992	1,227	1,299	579
再輸出額	471	440	411	395	271	233	258	171
差額(輸送品を除く)	— 387	0	—	—	— 791	— 994	— 1,041	— 408

(註) 貿易局調査の出版物の下に掲げられた數字を除く。

互援助に基く純供給高は一九四四——四五年においては、年約七億ポンドの割合に達したやうである。武器貸與が廢止された時イギリス輸出貿易復興の問題は今迄にも增して重大な問題となつた。急速なる復興を助成するため當局は既に種々の諸施策を開始してをり、又現在計畫中のものもあるが、ここでは僅にその中の數例を述べ得るのみである。

一九四五年十月初輸出信用保證局(Export Credit Guarantee Department)より與へられる便宜の範圍擴張が發表され、將來同局の保證は消費財のみならず資本財についても與へられるやうになつた。尤も出きるだけ早く外國爲替を獲得する必要があるため、長期の便宜供與は引續き抑制される。その前月既に、多數の産業に對し國內供給用と輸出向販賣用の割當額を決定する貿易省の計畫の細目が發表されてをり、大抵のものは電氣器具の例の如く生産物の半分が輸出用

に向けられるが、又例へば自轉車については、生産物の四〇%が國内市場向に留保され六〇%が輸出貿易に向けられる。

イギリスの外國貿易の方向は、同國の對外債務決濟のための協定、並に新たなる戰後借款供與に關する商議に依存するところ大であることは疑ひないところであらう。ポンドを所有してゐる諸國が少くともそのポンド殘高の一部を緊急必要物資の取得、或ひは投資その他の目的に使用することが豫想されるから、法外なポンド殘高の存在は輸出貿易を刺戟する要素として作用するといふのは尤もなところである。しかし乍らポンド領域諸國への販賣は、イギリス市場に對し、多くの原料その他の必需物資輸入代金支拂のため必要なポンド領域外諸國の通貨を供給するものではないといふことを見のがしてはならない。若しイギリスのかくの如き通貨需要の考慮の結果、ポンド殘高所有國に對する差別的措置を生ずるやうなことがあれば、それは金融並に商業上の中心地としてのロンドンの地位に容易に害を與へるであらう。

(註)かくて資本勘定における債權は經常勘定による購買に對し直ちに役に立て得るものではないといふ事實、——即ち「經常取引の結果として最近獲得された」殘高に對してのみ轉換を保證するといふブレトン・ウツヅ案に表現されてゐる原則——に對し考慮が拂はれなければ、滿足なる解決策を見出すことは容易ではないであらう。(百七十七頁參照)

(註) このことは一九四五年十一月七日及び八日附のロンドン・ファイナンシアル・タイムズ紙に掲載された論文に強調されてゐる。

イギリスの輸出量は一九四五年秋には若干增加してゐるが、輸出品の中に在外イギリス軍に對する煙草の供給の如き項目が含まれてゐるから、右の數字がどの程度の重要性を示してゐるかを正確に評價するのは尚困難である。併しこの種の積出は減少しつつありその結果、より以上の對外支拂手段が輸出により獲得されつつある。

(第四十八號)

外國經濟の動向

(經濟企畫廳調査課)

國別	1938	1944	1945					
	十ヶ月平均		1月—6月平均	7月	8月	9月	10月	
フランス								
輸出	2,549	1,937	422	994	1,161	1,383	1,487	
輸入	2,839	645	1,411	3,623	4,979	4,653	2,581(2)	
差額	− 1,290	+ 1,292(1)	− 989	− 2,629	− 3,818	− 3,280	− 8,394	
ベルギー(3)								
輸出	1,800	452	96	233	355	501	559	
輸入	1,922	305	457	1,173	1,593	1,694	1,896	
差額	− 116	+ 147	− 361	− 940	− 1,168	− 1,193	− 1,330	
スイス								
輸出	110	94	99	150	129	129	148	
輸入	134	91	48	87	106	107	168	
差額	− 24	+ 5	+ 51	+ 63	+ 24	+ 22	− 20	
スエーデン								
輸出	154	71	49	209	208	245	265	
輸入	174	140	61	40	69	135	162	
差額	− 20	− 69	+ 12	+ 169	+ 139	+ 110	+ 103	

(1) 場所に於けるマルクの圧迫はドイツの輸出を阻害してゐる。
(2) 9月から10月までの輸入額の急増は一部分計算方法の変化に基く。即ち輸送費用を輸入額に算入する代りに輸入品の貨物を直接税額評価額に基いて評価する方法をフランスの関税当局は廃止した。従つて輸出では月別統計にかかる商品の範囲を含んでゐる。
(3) 1938年並に1945年5月以来の数字に関してはムネーメルグ証券回報に記載してゐる。

ヨーロッパにおける戦争終結以来の貿易状況に関して明確なる見解を得るには未だ早過ぎるが、若干の徴候は漸く利用し得るやうになつてきてゐる。スエーデンに関する限り支拂協定その他の方法の下に大々的な便宜實施の結果、従前には見られなかつた多額の出超が生じてゐる。

スイスも亦一九四五年秋には對外貿易上高の増加が見られ、更に輸送費の顯著な減少を經驗した。即ち海外から輸入される小麥の平均運賃は一九四四年には百キロにつき二一・四〇スイス・フランであつたが一九四五年の秋までには既に四五%減少してゐる。外國資産の積極的利用に機會を與へるスイスの輸入貿易の回復と共に、ナショナル・バンクはスイスの輸出業者からドル並に金を獲得することに關し從來課せられてゐた制限を緩和し始めてゐる。

國際貿易の本格的回復は勿論より多くの船腹が使用し得るといふことを條件としてゐる。そしてこの點に關しては復員のための要求が一方にあるにも拘らず、事態は顯著な改善を示してゐる。アントワープ港が輕微な損害を受けただけであつたといふ事實のおかげで、ベルギーは間もなく必要民需品を輸入し得る狀態を回復した。そして一九四五年の秋にはフランスに對して大規模な輸入が取極められ、その結果例へば小麥の收穫不良にも拘らず一九四五年の十一月一日からパンを配給物資表から除外し得るに至つた。

ヨーロッパ大陸においてはドイツとの物資交換は實際上未だ行はれてをらず、今までのところたゞ一部國境を越えて地方的取引が、(特にフランス占領地域とスイスとの間に)、協約されてゐるのみである。ポツダム會談は、外國貿易の問題はベルリンから統制さるべしと決定したが、ドイツにおける中央管理機構の實現はなかなか捗らない。オーストリヤに關してもフランス占領地域とスイスとの間にのみ國境貿易協定が取極められた。

戰爭續續中は、聯合國間の取極によつて海外からの物資並にサーヴイスに對する支拂手段の欠乏のために戰爭努力が妨害されることがあつてはならないといふことが保證されてゐた。平和克復と共にこれらの特別取極は用をなさなくなつたが、多くの場合金融逼迫から生ずる外國貿易の減少を阻止するため、既に新しい諸對策が實施され、然らざる場合もかかる對策が論議されつゝある。支拂協定、合衆國の輸出入銀行により與へられる貸付その他の諸協約により獲られる資金は、多くの國の外國資産の補充を助け、かくて金並に外國爲替の分配に影響を與へる。

第十二章　金の供給並に移動

八年間にわたつてアメリカ市場へ堅實な金の流入が續いた後、一九四一年の秋に至り、世界の貨幣準備に非常に不均衡な分布が生じた。第四十九表はかの二十年代のブームの絶頂、即ち一九二八年末から一九四一年末に至る間に世界の金保有高に生じた大變化、並に一九四五年六月末の狀態を示してゐる。

一九二八年には、合衆國は世界中の金準備の約三八%を保有してゐたが、この割合は、世界各國の國民所得額合計に於いて合衆國のそれが占める割合に大体等しいものであつた。一九二八年から一九三四年までの間は、合衆國の金準備

（第四十九表）

合衆國と其の他諸國の金準備

（1オンス35ドル換算による1億ドル單位）

	1928年末	1941年末	1942年末	1943年末	1944年末	1945年6月	1941年末より1945年6月までの變化
合衆國… … … … … …	65	227	227	219	206	202	− 25
其の他諸國… … … … … …	108	108	118	135	156	164	+ 56
總準備高 … … … …	173	335	345	345	362	366	+ 31
合衆國保有高百分比… … … …	38	68	66	62	57	55	——

（註）1945年秋における合衆國以外の諸國の金並にドル保有高は300億ドルに近づいてゐるが、この總額は中央銀行並に政府の貨幣準備高以外の資產をも含んでゐる。

の量は、殘高において實際上何ら變化がなく、右期間中の新產金は諸外國に流出したのであつた（註）。しかるに一九三四年以來、合衆國の貨幣用金ストックは增加し始め、一九三四年一月の六十八億ドルに對し、一九四一年十月には百六十億ドルを增加して二百二十八億ドルと最高額に達した。この中百億ドルは一九三九年戰爭勃發前既に受取られてゐたが、この金の移動は主としてアメリカ市場に對する借款その他の債務の辨債、或はヨーロッパよりの資本逃避に依つて生じたものであり、僅に二十億ドルのみが、主として輸入に對する輸出超過を反映せる合衆國經常勘定國際收支における受取超過を示すものであつた。（卷末第十一圖表參照）

（註）合衆國の貨幣用金ストックは一九二八年初には一億九千八百萬オンス、一九三四年の一月には一億九千五百萬オンスであつた。併し一オンスにつき二十ドル六十七セントであつた價格が三十五ドルに引上げられたために、金ストックの價格は一九二八年初の四十一億ドルから一九三四年一月末には六十八億ドルに增加した。

一九三九年秋から數へて最初の二年間における合衆國の貨幣用金ストックの急激な增加は、戰爭遂行に必要な物資の購入に對し支拂をなすため、他國就中ポンド領域諸國がドル貨を必要としたといふ事情と表裏をなしてゐる。しかし乍ら、イギリスが自國の金並にドル資產を實際上費ひ果すに至つた一九四一年三月、合衆國が武器貸與法を採擇したことによつて、事情は一變した。一九四一年十二月合衆國參戰と共に武器貸與輸出は、第四十二表に示されてゐる如く重要性を增し、間もなく價格において商業輸出を凌ぎ、合衆國は商業貿易尻においては入超となるに至つた。商業貿易上の入超に對する支拂のため、並に世界の各地域、特に極東における戰費支辨のために、同國の金ストックは、一九四五年六月までに、約二十五億ドル減少した。

合衆國が金を喪失しつつある間に、一方世界の金の年次生產高はその他の諸國の手に入つた。殘念乍ら金の生產高に關する完全なる情報は、到るところ入手困難である。特にソ聯邦並に日本により占領された地域に關しては何らの數字も分らない。第五十表は適當な利用し得る資料が發表され、或は信賴し得る推定を行ひ得る限りにおける、各國の生產高を示したものである。それは又全世界の生產高をも試みに示してゐるが、この數字は可なり大きな誤差のあり得るものであり、單に各年度の金供給高の一般的傾向を示すに過ぎないものなることを諒承願ひたい。

世界の金の生產高は、一九四〇年に頂點に達し、その後減少を續けたが、減少度は一九四一年の二%から、一九四二

（第十回）

世界の金生産高

（単位千ファインオンス）(1)

金生産国	1939	1940	1943	1944
南阿聯邦	10,412	14,038	12,800	12,277
カナダ	1,928	5,311	3,651	2,923
合衆國(3)	2,208	6,003	1,395	1,022
オーストラリヤ	426	1,048	787(2)	691(2)
メキシコ	652	883	635	650
ローデシヤ	562	833	657	593
英領西アフリカ	208	939	600	566
コロンビア	137	632	565	554
ニカラグワ(4)	12	155	220	225
ペルー	121	281	230	210
チリー	26	343	175	204
ブラジル	107	264	210	200
英領インド	364	289	252	187
ルーマニア	120	186	149	150
ヴェネズエラ	43	141	83	78
其他諸國(5)	1,874	9,048	7,791	7,470
推定世界生産高	19,200	41,000	30,200	28,000
推定世界総生産額（単位100萬ドル）(5)	672	1,435	1,060	980

(1) 一部改訂數字。　(2) 推定數字。
(3) 合衆國及領のフィリッピン諸島における産高を含む。
(4) 1940 年、1943 年及び 1944 年の數字は總生産高の約 90% に當る豫定高である。
(5) 基準 1 オンス＝35 ドルの現在價格である。

年には九%、一九四三年には一七%と加速度的に增加した。一九四四年には減少程度はにぶり、その率は僅かに七%位と思はれる。戰時中金の生産量は、生産費の增加、勞働力の不足、材料機械獲得の困難等により影響を受けた。多くの國々、特に合衆國、カナダ、オーストラリヤにおいては、最も肝要な戰爭努力に、勞働力並に材料機械をふり向ける必要から、金の採掘を切詰めるため政府の干渉が行はれるといふ附加的要素が加はつた。戰爭が終つた以上計畫的切詰めは廢止されたが、生産費は引續き戰爭前よりも高水準に止つてゐるやうである。カナダにおいては、卑金屬鑛山に關する限り超過利得稅の免除が許されてゐるが、一九四五年十月十三日提出のカナダの政府豫算には、この特權は範圍を擴げ、金山にも亦適用されてゐる。ポンド領域諸國に關する限り、一九三九年夏の一フアイン・オンスにつき百四十八シリング五ペンスだつた金價格が、一九四五年九月から百七十二シリング三ペンスに引上げられたため、幾らか生産費の增加を償ふやうになつてゐるであらう。

南阿聯邦においては、利潤に比し過に高率を賦ひ取つてしまふ稅が極めて重要な要素であり、稅を引下げれば、必要な場合には金生産の增加を期待することが出來るであらうと屢々主張された。しかし限界生産費の高い鑛山は、生産費の壓貫が低くならば生産を維持することが困難であらう。一九四五年九月半ばに南阿聯邦政府は、トランスヴアール鑛山局に對し、百ポンドにつき三十八シリング三ペンスに上る金換價率を、來る十月一日より廢止することを勸告した。

右實用の觀点により、ウィットウォータースランド採金工業は一年につき二百萬ポンドを入手出來ることとなる。しかしその内約六〇%は稅金及利潤配當として政府に行き、鑛山に殘される金額は八十萬ポンドである。

信賴し得る情報の得られる國々における最近の金の生産狀況を示せば、第五十一表の如くである。

（第五十一表）

最近における金生産狀況　（單位千ファイン・オンス）

國名	1943年上半期	1944年上半期	1945年上半期
南阿聯邦	6,432	6,129	6,116
カナダ	1,973	1,524	1,329
合衆國	749	505	419
南ローデシア	338	298	286
コロンビヤ	283	288	277
黃金海岸	301(1)	265(1)	273
西部オーストラリヤ	272	215	223
ニカラグヮ(2)	114	115	104
英領インド	128	98	83

(1) 西アフリカ總計を示す。　(2) 總生産高の約90%を示す輸出高である。

カナダにおける一九四五年上半期の金の生産は、前年同期に比し遙に下廻つたが、その他の生産國においては大きな變化はない。

第五十二表は公表のある諸國の中央銀行及び政府所有の金準備、並に公表のない諸國に關してはその推定數字を示したものである。後者は公表並に非公表の世界金準備總計の約一一%に當る。

（第五十二表）

各國中央銀行並に政府の金準備

（換算率1オンス35ドル、單位百萬ドル）

國別	1938年末	1943年末	1944年末	1944年中における增減	1945年6月末
アルゼンチン(1)	431	939	1,111	+ 172	*
南阿聯邦	220	706	814	+ 108	878
スイス	701	964	1,052	+ 88	1,069
スエーデン	321	387	463	+ 76	478
ブラジル	32	254	329	+ 75	342
キューバ	—	46	111	+ 65	166
トルコ	29	161	221	+ 60	234
ルーマニヤ	133	316	369(2)	+ 53	369(2)
ヴェネズエラ	52	89	130	+ 41	176
ウルグワイ	69	121	157	+ 36	175
イラン	26	92	128	+ 36	128(3)
コロンビア	24	59	92	+ 33	102
メキシコ	29	203	222	+ 19	231
スペイン	525(4)	91	105	+ 14	109

チリー … … … … … … … …	30	51	56	+ 5	57
ペルー … … … … … … … …	20	31	32	+ 1	28
カナダ(5) … … … … … … …	192	5	6	+ 1	6
英領インド … … … … … … …	274	274	274	0	274
サウヂアラビヤ … … … … …	83	61	61	0	61
デンマーク … … … … … … …	53	44	44	0	44
エヂプト … … … … … … …	55	52	52	0	52
オランダ … … … … … … …	998	500	500	0	500
ユーゴースラビア … … … … …	23	23	23	0	23
ポルトガル … … … … … … …	69	60	60	0	60
イギリス(6) … … … … … … …	2,690	1	1	0	1
スエルギー(7) … … … … … …	581	734	732	- 2	713
フランス … … … … … … …	2,430(8)	2,000	1,777	- 223	1,777
合衆國(9) … … … … … … …	14,512	21,938	20,619	- 1,319	20,213
準備高(10) … … … … … … …					
公表 … … … … … … …	25,200	31,300	30,600	- 700	29,700
非公表 … … … … … … …	*	4,100	5,600	+ 1,500	6,900
總計 … … … … … …	*	35,400	36,200	+ 800	36,600

(註) * 不明。 (1) 中央銀行の在外保有金並にアルゼンチン安定基金に屬する金を含む。
(2) 1944 年 6 月末現在。 (3) 最近の推定數字による。 (4) 1938 年 4 月末現在。
(5) 1940 年 5 月カナダ銀行所屬金は外國爲替管理局に移され、それ以來藏相の保管となる。
(6) 1938 年 9 月現在 7 億 5 千 9 百萬ドルに達してゐた爲替平衡基金所屬の金は含まず。

(7) 1938 年 12 月現在 4 千 4 百萬ドル、1943 年及 1944 年 12 月現在 1 千 7 百萬ドルに達する大藏省保有金を含まず。
(8) 爲替安定基金並に公債基金所屬の金 3 億 3 千 1 百萬ドルを含まず。
(9) 1938 年 12 月現在 8 千萬ドル、1943 年 12 月現在 4 千 3 百萬ドル、1944 年 12 月現在 1 千 2 百萬ドル、1945 年 3 月現在 3 千 2 百萬ドルに達する安定基金所屬金を含まず。
(10) 推定數字にして、ソ聯邦を除く世界合圍を含む。

金保有高の變動を公表してゐる諸國でさへ、公表された保有高以外に、若干の金を屢々保有してゐるといふことは留意すべきである。或る場合には、その理由は、非公表保有金が政府の所有であつて、中央銀行の所有ではないといふことにあらう。或は物資を手に入れることが可能となつたら直ちに使用するため、「商業上の準備」として、金の一部をとつておからといふ理由があるかも知れない。更にドイツその他枢軸國軍隊により占領された地域において接收された金に關しては、未だ何ら完全な情報が發表されてゐない。これらの金は、各國の要求が檢討されるまでは、凍結されたものと考へられるのであり、これも非公表準備の一部をなすものである。

非公表金を最も多く保有してゐる國はイギリスであらう。イギリスの手にある貨幣準備の大体の量に關しては、一九四五年の夏には若干の指標が利用し得るやうになつた。

一九三九年以來、イギリス政府は金保有高について全然公表してゐない。しかし假貸與法が成立した一九四一年、イギリスの貨幣準備が實質上消耗し盡された後、再び貨幣準備が蓄積されたことは廣く知られてゐるところである。一九四五年十二月に發表された白書において、一九三八年八月三十一日から一九四五年十月三十一日までの金並にドル準備高が示されて居る。(第三十五表參照。) 一九三八年八月三十一日現在、八億六千四百萬ポンドであつた金並に

ドル準備は、一九四一年四月までに僅か三百萬ポンドに減少した。しかし一九四五年六月末には、その額は四億五千三百萬ポンドまで回復され、一九四五年十月末の欄にも右の數字が暫定的に示されてゐる。

この金が如何にして蓄積されたかを理解するためには、戰時爲替管理制度の下においては、(他の多くの國々の國際收支と同樣)イギリスの國際收支は言はば別々の室に仕切られてゐたといふことを想ひ起す必要がある。それらのうち最も顯著なものはポンド領域と合衆國であつた。八月二十四日イギリス首相は「日本降伏前夜における」國際收支上の不足額は、年「約十二億ポンドの割合」と推定し得ると述べた。貿易上の數字を基礎として、右の不足額は輸入超過によるもの十億ポンド乃至十億五千萬ポンド程度、武器貸與並に相互援助を除く貿易外項目の支拂超過によるものおよそ一億五千萬ポンド程度と推定される。貿易上の不足額は、武器貸與並に相互援助に基く約七億ポンド(百九十七頁參照)の物資供給と表裏してをり、殘余はポンド債務殘高の累積により償はれてゐた。(イギリスへの物資輸出、並にサーヴイス供給に對して、金で支拂を受けてゐたのは僅に數ケ國に過ぎず、一方ポンドの爲替價値に關し保證を受けてゐた國も少數であつた。)加ふるに東亞におけるイギリス軍の軍費も、主として同國のポンド債務殘高を增大することにより支拂はれた。かかる事情があつたので、イギリス諸島における合衆國の支出(これは大部分アメリカ軍將兵の個人的支出から生じ、それ故逆貸與の範圍に入らぬものである)が原因となつて、イギリスの爲替管理に歸した多額のドルは大部分使はれずに殘り、かくてイギリスの貨幣準備の再建に貢獻することとなつたのである。

武器貸與の廢止は、今後イギリスが合衆國からの總べての輸入に對して、現金支拂を必要とするといふことを意味した。成程單に軍需生産を維持するための輸入は中止されるだらうし、得意先はより安い市場に變へられるだらう。又船腹の考慮から、嵩ばる原料品の代りに、比較的高價だが、場所をとらない完成品を輸入するであらうし、更に輸出も增加するであらうといふことも、最早必要ではないであらうし、夜にして遂行され得るものではない。

第五十二表に示されてゐる如く、金保有高の增加を報告してゐる國々は、金の大生産國である南阿聯邦を別とすれば、アルゼンチン(一九四五年三月二十六日まで中立)、スイス、スエーデン、ラテン・アメリカ諸國等の如く、總べて實際上活潑な外國貿易を行つてゐた戰爭中の中立國である。(三十頁以下參照)

一九四四年秋におけるフランスの金準備は、一九四四年十月八日フランス銀行とベルギー國立銀行との間に締結された協定に從ひ、**フランス銀行からベルギー國立銀行へ**純金百九十八・四トンが移されたため九十四億フランス・フラン(ドル換算二億二千三百萬ドル)減少した。この移動の生じた事情は概略次の如くである。一九三九年の十一月、既に金準備の三分の二を海外諸國に移動してゐたベルギー國立銀行は、フランス銀行に殘りの三分の一を寄託し、フランス銀行は一九四〇年五月十日に

(表三十五第)

イギリスの貿易上の支拂超過(1)

(單位百萬ポンド)

地域別	1938	1944
合衆國	− 89	− 513
其の他の外國	− 170	− 177
英帝國諸國(2)	− 128	− 351
總計	− 387	− 1,041

(1) 商品貿易における入超を示す。尙 1944 年數字は軍需品を除く。
(2) 英帝國諸國中エヂプトを含む。

はベルギー國立銀行の勘定で、純金二百四十五トン半を保有してゐた。その後フランスに居るベルギーの亡命者に貴金を與へるために、その金の一部がフランス・フランに換へられた。殘りの金がダカールに移送された後に、フランス當局は一九四一年にドイツのライヒスバンクにその金を引渡さねばならなくなり、それはベルギー國立銀行のために渡されたのである。この點に關聯し爲された諸指令、一九三九年から一九四一年までに生じたこれに關係ある他の諸事情、並に右の金に對する相殺項目等を檢討した後、フランス銀行とベルギー國立銀行は、返還さるべき金の量に關して協定に達したのである。同時にベルギー國立銀行並にベルギー政府は、フランス當局がベルギー所屬の金の返還についてドイツ政府並にドイツ・ライヒスバンクに對して取り得る方策に對しては、あらゆる援助を與へるべきことを約した。

一九四五年九月二十日調印されたフランス大藏省とフランス銀行との間の協定により、同銀行はフランスが合衆國において註文し、或は今後註文すべき二億三千萬ドルの商品の支拂に使用するため、百億フランス・フラン(二百十トン)の金を爲替安定基金に移した。この移轉によりフランス銀行の金保有額は一九三九年の二十四億七百萬ドルに比し、四三%減少して、純金十三億六千九百萬ドルとなつた。

(譯註) 原文では夫々二十四億七百萬トン並に十三億六千九百萬トンとなつてゐるが、これはいづれも誤植であらう。

×　×

第一次世界大戰後の不安定な狀態の下に、殆ど世界的な金本位への復歸が一つの傾向としてたたへられ、僅か數年の後に金本位が世界的大恐慌の眞只中に崩壞した時には、大きな失望が感ぜられた。長い戰爭の後に均衡を取戻すといふことの困難は別として、その失敗は特に諸國の政府自体が、例へば商業政策において、或は賠償その他の國際債務に關

して、冒した一般的性格を持つ若干の過失に基くものであつた。どんな貨幣制度でもその當時の如き狀態の下にあつてはかなりよく機能を發揮することは出來ないであらう。しかし金本位自体に欠陷がないわけではない。金に換算して物價水準が一九一四年に比し約四〇%乃至六〇%高かつた一九二三年から二九年までの時期における新産金の毎年の供給高は、急速に增大する物資並にサーヴィスの生産と歩調を合せるには到底足りなかつた。かくて一九二九年から一九三二年にかけての物價の惨落に對しては、金の不足といふことに責任の一部があつた。金本位自体については余り大きな期待をかけるべきではない。金本位が實施されてゐる環境が如何なるものであらうとも、とにかく諸國の貨幣が金に結びつきさへすれば、世界の貨幣制度に關する問題は總べてうまく行くのだと信ずることは確に一種の迷信と言へるであらう。

しかし金本位の短所欠點に注意する余り、それが有する若干の稀なる利點を見のがすことは許さるべきではない。

(1)金は貨幣準備保持のための優れた形態である。それは國内で保持することも海外にイヤマークしておくこともできる。また外國通貨の如く外國の政府當局による價値の一方的變更によつて影響を受けることもない。(尤も外國市場に保有される場合には移動禁止等の危險にさらされてゐることは勿論である。)

(2) 金が毎年新たに生産されることは貨幣制度に擴張的要素を加へる。多くの國が海外から金を受取るから、金の輸入は海外需要の增大を意味するものとなり、外國貿易を刺戟し、或程度關稅障壁等による制限的效果を相殺するも。

(3)金本位制度全盛の當時には、この制度は一つには金の增減に從ひ各國の經濟が調節されるといふものであつ

た。このことは世界經濟構造の高度の均衡を保障するものであり、それは貨幣制度を比較的圓滑に運營するのに最も重要なことであつた。かくて各國は戰中生產費並に價格に關し一定の作法を守らねばならぬ等若干の紀律に服さなければならぬといふことが容認せられ、否自明のことと看做されたのである。而も注意すべきはこの紀律は各國の主權を毀損することなしに實行されたといふことである。

一定の法律的義務を伴ひ、或る場合には恐らく外國よりの壓迫をも伴ふやうな制度を持つて來て、上述の如き自發的履行に代ることは容易なことではない。各國の政府並に輿論は、國內政策の立案並に遂行に外部から干涉を加へられることには反對するものである。しかし實際上各國が或程度共通の制度の要求に自國の政策を調整しないならば、國際通貨制度を有效に機能せしめることは不可能である。このことは特にその行動が世界の貿易及び生產の傾向、雇傭量、種々の金融上の決濟等に關して決定的重要性を有する大國について言へることである。財政政策、社會政策、經濟政策等も總べて貨幣上の情勢に關聯を有する。而して政治的分野における仕事は、單に緊急事態が發生した時に救濟策を求めることではなくして、豫め危機を避け得るやうに諸狀勢に應じて適宜なる處置をとることである。一九二九年後に世界を襲ひ、政治的分野においても亦非常に不幸な反響を與へた物價慘落の繰返しは、どんな犧牲を拂つても避けなければならない。

第十三章　物價並に雇傭の趨勢

第五十四表は一九三九年上半期以來、並に一九四二年末以來の卸賣物價と生計費の騰貴百分率を示したものである。

（第五十四表）

卸賣物價並に生計費の騰貴

國名	卸賣物價の騰貴		生計費の騰貴	
	自1942年12月至1945年6月	自1939年1—6月至1945年6月	自1942年12月至1945年6月	自1939年1—6月至1945年6月
アルゼンチン	+13	+111	+19	+34
オーストラリヤ	+3	+40	+1	+23
ボリヴィア	+6	+41	+17	+237
ブラジル	+12	+118	+30	+84
カナダ	+21	+90	+1	+19
チリー	+7	+58	+23	+134
コロンビア	−1	+94	+49	+58
コスタリカ	+30	+223	+25	+75
チエコスロヴアキヤ(1)	+47	+257	+3	+63
デンマーク	+78	+214	+2	+59
エヂプト	+23(2)	+197(2)	+32	+183
エール	+20	+377	+7	+69
フインランド	−8	+388	+34	+143
メキシコ	+61	+100	+1	+175(6)
ニュージーランド	+7	+50	+25	+127
ノルウエー	+2	+83	+63	+110

パレスタイン… … … …	+	9	+	219	ノルウェー … … … …	+	4	+	56
ペルー … … … …	+	16	+	117	ペルー … … … …	+	34	+	85
ポルトガル … … … …	+	30	+	144	ポルトガル … … … …	+	28	+	86
スペイン… … … … …	+	17	+	109	南ローデシア… … … …	+	12	+	26
スエーデン … … … …	+	1	+	80	スペイン… … … … …	+	9	+	82(7)
スイス … … … … …	+	3	+	110	スエーデン … … … …	+	1	+	13
シリア … … … … …	+	26(2)	+	861(3)	スイス … … … … …	+	5	+	54
トルコ … … … … …	−	15	+	331	トルコ … … … … …	+	8	+	262(8)
南阿聯邦… … … … …	+	7	+	59	南阿聯邦… … … … …	+	11	+	33
イギリス… … … … …	+	5	+	75	イギリス… … … … …	+	4	+	35
合衆國 … … … … …	+	5	+	39	合衆國 … … … … …	+	7	+	31
ヴエネズエラ… … … …	+	19(4)	+	40(4)	ウルグワイ … … … …	+	21	+	32

(1) ボヘミア、モラヴイア、シレジアのみの數字を示す。　(2) 1945年5月迄を示す。
(3) 對1939年6月比。　(4) 1945年4月迄を示す。　(5) プラーグの數字を示す。
(6) 對1939年1月—3月の平均比。　(7) 對1939年7月比。　(8) 對1939年平均比。

平和時においては、原則として、各國の物價動向には明瞭な類似性があり、それは強力なる國際的影響力の作用を物語るものであつた。しかし戰時においてもまた或る共通の傾向が現れる。興味ある一例を擧げれば、一九四二年の秋に多くの諸國が、殆ど時を同じくして物價賃銀停止令を實施したことである。（少くとも一つの國においては、自身多くの國際的接觸をもつところの新運動の主唱者は、全く同樣の措置が同時に他の國で採用され、その結果、自分の國は單に時代の「流行」に從つたに過ぎなかつたのだといふことを後になつて知つて、非常に驚いたのである。）

多くの場合、物價賃銀停止は絶對的のものではなく、若干の融通性を持つてゐた。實施された措置は、全体として見れば顯著な成功を示してゐると言へる。表に見られる如く三分の二の國々においては一九四二年末以來の物價騰貴は全く緩慢なものであり、一九三九年以來の卸賣物價水準の騰貴は最高大体一〇〇％、生計費においては約六〇％である。生計費が卸賣物價に比し、より效果的に低位に維持されてゐるのは、一部は大体戰前の水準に家賃を凍結した嚴しい家賃制限に基くものであり、一部は電車、鐵道等の如き多くの公共事業の費用が、比較的僅かしか增加してゐないこと、更に一部は必需品の物價を低位に維持するために多くの國の國家豫算に計上されてゐる助成金に基くものである。戰爭が終つた現在、よりよき均衡狀態を有する價格機構を回復することは容易なことではないであらう。しかし或る部門においてはこの仕事は輸入品の價格を引下げる海上運送費の引下により促進せられるであらう。

合衆國においては、卸賣物價水準は四〇％以内の騰貴に止り、一方生計費は政府發表指數によれば三〇％まで騰貴してゐる。物價の維持に成功した理由の一つは、生産の大擴張に求められるが、これはまた戰爭勃發當時において、例へば約九百萬の失業者が存在してゐた如く、かなりの遊休資源が存在したといふことにより促進せしめられたのである。（卷末第一圖表參照）。農業部門は、第一次世界大戰當時に比し、不動産の價値增加がより大であつた爲、一般的安定に對する一つの例外を爲してゐる。不動産の價値は都會においても同樣に急激に增加した。農場に支拂はれた金額は、第六圖表に見られる如き戰爭中における農産物價格の高水準を自然反映してゐる。

イギリスにおいては、助成金により低位に維持された必需品の價格より測定される生計費は、合衆國と大体同じ割合の騰貴を示してゐるが、同國の卸賣物價水準は、（輸送費高その他の原因より影響を受けて）七五％即ち合衆國以上の

パレスタイン… … … …	+ 9	+ 219	ノルウェー … … … …	+ 4	+ 56
ベルー … … … …	+ 16	+ 117	ベルー … … … …	+ 34	+ 85
ポルトガル … … … …	+ 30	+ 144	ポルトガル … … … …	+ 28	+ 86
スペイン… … … …	+ 17	+ 109	南ローデシア… … … …	+ 12	+ 26
スエーデン … … … …	+ 1	+ 80	スペイン… … … …	+ 9	+ 82(7)
スイス … … … …	+ 3	+ 110	スエーデン … … … …	+ 1	+ 13
シリア … … … …	+ 26(2)	+ 861(3)	スイス … … … …	+ 5	+ 54
トルコ … … … …	− 15	+ 331	トルコ … … … …	+ 8	+ 262(8)
南阿聯邦… … … …	+ 7	+ 59	南阿聯邦… … … …	+ 11	+ 33
イギリス… … … …	+ 5	+ 75	イギリス… … … …	+ 4	+ 35
合衆國 … … … …	+ 5	+ 39	合衆國 … … … …	+ 7	+ 31
ヴェネズエラ… … … …	+ 19(4)	+ 40(4)	ウルグワイ … … … …	+ 21	+ 32

(1) ボヘミア、モラヴイア、シレジアの夫々の數字を示す。
(2) 1945年5月迄を示す。
(3) 對1939年6月比。
(4) 1945年4月迄を示す。
(5) プラーグの數字を示す。
(6) 對1939年1月—3月の平均比。
(7) 對1939年7月比。
(8) 對1939年平均比。

平和時においては、原則として、各國の物價動向には明瞭な類似性があり、それは強力なる國際的影響力の作用を物語るものであつた。しかし戰時においてもまた或る共通の傾向が現れる。興味ある一例を擧げれば、一九四二年の秋に多くの諸國が、殆ど時を同じくして物價賃銀停止令を實施したことである。(少くとも一つの國においては、自身多くの國際的接觸をもつところの新運動の主唱者は、全く同樣の措置が同時に他の國で採用され、その結果、自分の國は單に時代の「流行」に從つたに過ぎなかつたのだといふことを後になつて知つて、非常に驚いたのである。)

多くの場合、物價賃銀停止は絶對的のものではなく、若干の融通性を持つてゐた。實施された措置は、全体として見れば顯著な成功を示してゐると言へる。表に見られる如く三分の二の國々においては一九四二年末以來の物價騰貴は全く緩慢なものであり、一九三九年以來の卸賣物價水準の騰貴は最高大体一〇〇%、生計費においては約六〇%である。生計費が卸賣物價に比し、より效果的に低位に維持されてゐるのは、一部は大体戰前の水準に家賃を凍結した嚴しい家賃制限に基くものであり、一部は電車、鐵道等の如き多くの公共事業の費用が、比較的僅かしか增加してゐないこと、更に一部は必需品の物價を低位に維持するために多くの國の國家豫算に計上されてゐる助成金に基くものである。戰爭が終つた現在、よりよき均衡狀態を有する價格機構を回復することは容易なことではないであらう。しかし或る部門においてはこの仕事は輸入品の價格を引下げる海上運送費の引下により促進せられるであらう。

合衆國においては、卸賣物價水準は四〇%以内の騰貴に止り、一方生計費は政府發表指數によれば三〇%まで騰貴してゐる。物價の維持に成功した理由の一つは、生產の大擴張に求められるが、これはまた戰爭勃發當時において、例へば約九百萬の失業者が存在してゐた如く、かなりの遊休資源が存在したといふことにより促進せしめられたのである。(卷末第一圖表參照)。農業部門は、第一次世界大戰當時に比し、不動產の價値增加がより大であつた爲、一般的安定に對する一つの例外を爲してゐる。不動產の價値は都會においても同樣に急激に增加した。農場に支拂はれた金額は、第六圖表に見られる如き戰爭中における農產物價格の高水準を自然反映してゐる。

イギリスにおいては、助成金により低位に維持された必需品の價格より測定される生計費は、合衆國と大体同じ割合の騰貴を示してゐるが、同國の卸賣物價水準は、(輸送費高その他の原因より影響を受けて)七五%即ち合衆國以上の

騰貴を示した。しかしながら國際間の比較をなすに當つては、貨幣價値の變動、即ちイギリスではポンドの爲替價値は一九三九年の秋に一四%方引下げられたことを考慮しなければならない。（百四十一頁參照）

他の多くの國々においても亦、通貨の金價値、從つてドルに對する爲替相場は、一九三九年以來變化した。若干の國の通貨に關しては、一九四四年秋までに行はれた爲替價値の引下げは、均衡的地位を回復するのに充分なものではなかつた。しかし又切下げが大き過ぎるといふやうな場合も生ずるであらう。例へば**オランダ**では、ドイツ軍政の下に物價、特に賃銀は統制により嚴重に抑制されたと報告されてゐる。これらの措置の實施が當時如何に困難なものであつたにしても、その結果、同國の生産費並に物價はイギリス市場の如き場合よりも、より高くはならなかつたやうに思はれる。ドイツの價格統制は賃銀率の嚴しい制限に基礎を置くものであり、それは利潤制限と相俟つて、消費し得る所得、從つて又消費財並にサーヴイスに對する需要を抑制するものであつた。軍事的崩壞の後でさへ**ドイツ**における少額の自由所得は、一時極度の物資不足にも拘らずインフレ的要因に對抗するものとして作用したのである。

しかし乍ら若干の國々においては、物價水準は第一次大戰の際の事態に、より一致した騰貴を示してゐる。例へば**ポルトガル**においては、同國の若干の輸出生産物に對する外國よりの切迫した需要は、國内市場の購買力を擴張せしめ、その結果は、政府發表指數に反映してゐる如く、卸賣物價一四五%增、生計費八五%增となつてゐる。**トルコ**並に**インド**においても同樣の力が作用してをり、これらの國々では、農業部門における價格統制を效果的に行ふことが容易ではないために特にそうであつた。戰爭中占領されてゐた若干のヨーロッパ諸國においては、解放後直ちに急激な賃銀引上要求が起り、それが許可され、その結果一般物價水準に影響を與へるに至つた。**フランス**はこの適例である。極度の物資不足が續く限り、永續的均衡の可能な物價水準に關し、適當な構想をなすことは不可能である。

イタリーでは未だ政府の物價指數は發表されてないが、現在の物價は、特に所謂「闇」及び「自由」市場において非常な騰貴を示してゐる。「闇」及び「自由」市場價格は日刊新聞に定期的に發表されてゐる。

（第五十五表）

中部イタリーにおける特定物資の小賣價格　（單位リラ）

商品名	單位	1938年	1945年7月 公定價格	1945年7月 闇及自由市場	1945年11月 闇及自由市場
パン	1キログラム	1.94	16	76	110
マカロニー等	〃	2.72	21	97	170
砂糖	〃	6.60	21	708	830
油	1リットル	7.86	78	450	620

ルーマニア並に**ブルガリア**においては、これと同等或はそれ以上の著しい物價騰貴が見られ、極端な惡性インフレを避けるために、事態を統制せんとする措置が講ぜられつつある。**ハンガリー**では極度の物資不足のために、普通の意味で物價水準について述べることは困難である。公開市場において特定商品に對し支拂はれる金額は、一九三九年の同一商品の價格の一千倍乃至五千倍にさえ達してゐる。家賃並に實際上獲得し得る配給物資をも含む生計費は、去る夏、十倍乃至十二倍に騰貴したが、去る秋には一千倍以上に騰貴した。全体として實質的國民所得は約五〇%方減少したと考

べられる。而してこのやうに減少した額から、賠償費並に最も緊急を要する復興費が支拂はれなければならない。

今次大戰中戰爭目的に動員された經濟資源の割合は、第一次大戰中に比し遙に大きかつたが、物價騰貴は大多數の場合に於いては遙に少なかつた。諸國の政府は、今度はその勞力をずつと效果的に働かすことが出來た。彼らは單に物價統制を通じてそれを働かしたばかりでなく、增稅（これに依つてより多くの支出を經常收入で賄ふことができたのである）、勞働規制、並に原料割當を含む一連の諸措置を通じても之を行つたのである。如何に顯著な相違が表はれてゐるかは卷末第十二及び第十三圖表に見られる。

一九一八年十一月の休戰の後、物價に對して或程度の下降的壓力が加はつたが、下降は永續きせず、一年經たぬうちに物價は再び上昇を始め、大抵の國々において一九二〇年の中に最高點に達した。しかし同年秋には突然變化が生じ、物價は一年乃至一年半の中に五〇％乃至それ以上下落した。第一次大戰後のかかる景氣變動狀態は、銀行の破產、廣汎なる失業、並に非常な不安狀態により特徵づけらる。現在の狀態に關する限り、各國政府並に私的企業の目標は、當然一九二〇年から二二年に至る戰後不況の如き災害を避けることでなければならない。

實業家などが高い價格で尨大なストツクを集めたり、その他の投機的投資をしたりすることを抑制せしめるには恐らく或程度までは、この前の時の單なる記憶だけで充分であらう。戰時租稅立法が存在してゐたため、穩當な價格で商品ストツクを値踏みすることがどこでも許されてゐたやうであるが、その結果、一般に諸企業は二十五年前よりも物價の下落に耐え得るであらう。しかしさうとしても、各國當局は、一九一九年の秋に起つたかの突然の物價急騰、並に一九二〇年の秋と一九二一年に起つた更に甚しい急落の繰返しを避けるため努力しなければならない。かくの如き考慮は、

事實大抵の國々により發表された政策であるところの、價格統制措置を引續き適用することの有力な證據となる。しかしながら「競爭は最善の價格統制」であると言はれる。物價供給が增大するにつれて、物價上昇を阻止するための措置の特質は概ね姿を消すであらう。一九四五年九月の聯邦準備局月報は「不足物資に就いては物價統制を續ける必要があらう。」と述べ、更に語をついで次の如く言つてゐる。

「多くの物資並にサーヴイスに對する需要は非常に大きく、供給は非常に制限されてゐるので、統制がなければ物價は急激に騰貴するであらう。かやうな物價騰貴は充分な供給をもたらし得るものでもなければ、需要を切詰めさせるものでもなく、その代りに投機的購買を促進するであらう。インフレの本質は斯の如きものである。かかる發展は阻止されなければならない。物價騰貴は生産增加をもたらすに必要であるかどうかを判斷することは、實際上容易なことではない。永續的物價安定は頗る望ましいものであり、若しそれが確保されるならば、悲慘な戰後の危機は避けることが出來るかも知れぬといふ希望をもたせるものであるが、又一方或る點に於ては物價上昇はまことに有益な結果をもたらし得るものだといふことを想ひ起すのも尤もなことである。今次大戰中合衆國の勞働者もイギリスの勞働者も、多く經濟的剝戟を通じて軍需工業に誘引され、彼らは高率の賃銀並に時間外手當を獲得した。現在の再轉換過程の下においては、軍需品工場その他の戰時の仕事から解放された勞働者の多くは、賃銀の少い仕事（特に生産品が嚴格な價格統制に服してゐる場合は）に雇はれることを承諾しなければならないであらう。それは決して問題の全部を解決するものではなかつたが、一九一九年に生じた物價上昇（結局において）それは惡いものではあつたにしても）が、戰時の職業か

ら平和時の職業への移動を容易ならしめたといふことは言へよう。現在の制度の下では「自動的な力」はより弱いやうに見える。その代りに高度に發達した職業斡旋所その他の機關が必要充足のため意識的努力を爲さねばならないであらう。戰爭終結直後の現在の狀態において顯著なことは、經濟の或る部分においては資源が充分ではないといふことである。その間に移轉が行はれなければならないであらう。而して原料が利用し得られ、生産費と價格の間の均衡が維持される限り、如何なる點からも、物資に對する緊急需要は平和産業の再雇傭を助成するであらうと期待し得る理由がある。

合衆國においては、過渡期に生ずるであらうと豫想された諸問題の研究のために、多くの時が費された。農業その他に雇傭されてゐる全勞働者のうち、最大限度雇傭勞働者總數の一二%にあたる六百五十萬人が、特別の戰時需要の消滅により影響を受け、加ふるに、約九百萬人が一九四六年六月末までに軍隊から復員するものと計算されてゐた。これら多數の人々は同國の經濟生活に再び統合さるべきものである。合衆國における平時生産は、過去の最高水準以上少くとも三〇%は增加せねばならないであらう。しかし私的企業の活動的な力は、かくの如き擴張を達成し得るやうな狀態にあるであらうか。

他の諸國において考慮されてゐることは、それ程目覺しいものではない。而して自國の領土内で戰爭が行はれた國々においては、第一になすべき仕事は飢餓を避けることであり、次いで最もひどい戰災を修理することである。ナポレオン戰爭の後には長い憂鬱な不況が數年間續いた。アメリカ南北戰爭の後でも十年間は、合衆國經濟は主として物價下落に基く大きな困難と戰はなければならなかつた。第一次世界大戰は——一度戰爭直後の不況が克服された後

には——人々をして「永遠の繁榮」を信じさせる程の急速な進歩の時期を享受した。しかし一九三〇年から三三年に至る大恐慌は、間もなくこれらの希望を粉碎し、戰後の困難が嚴しいものであるといふことに關しては、前大戰もそれ以前の戰爭と同樣の範疇に置かれてしまつた。

今度は過去における大戰爭の後に比し、よりよく行く可能性があるであらうか。

貨幣面においては、諸國の政府當局は、過去における戰後の不況において最も重要な要素の一つであつた持續的なデフレーションを避け得るやうである。また通例の景氣變動をやはらげるための努力が成功するだらうといふことも期待出來る。

しかしながら、貨幣的購買力の不足から、或は景氣循還的現象として（この二つは不幸にも同時に現れるかも知れないが）生ずるものとは別の種類に屬する失業が存在する。例へば大戰爭後の構造的混亂と結びついた一種の特に不快な失業がある（註）。一例を擧げれば、機械器具工業や航空機工業等の如き工業の一部分は戰爭中の擴張のため過剩生産力を持つてゐるであらう。（平和産業でさへこのやうな影響を蒙ることがあり得る。例へば前大戰後のイギリス綿業がさうであつて、他國は、正常な供給源が切詰められた間に自國の綿業を發達させてしまつた。）かくして生ずる根本的混亂を矯正するといふ段に成ると、産業がそれに對し自らを調節せねばならぬところの諸變化は、「市場經濟の獨力の作用にとつては大き過ぎ」ることが見出され、そのため各國の當局は、餘剩生産力と供給過剩の存在から生ずる厄介な問題と取組まなければならないであらう。しかしながら、矯正は先づ資源の移轉を先決問題とする。それ故政府當局は勞働の可動性及びその他の生産諸要素の可動性の增加を助成しなければならない。それが問題の根本である。而して貨

幣量の増加計畫或は大公共事業計畫が論議される時には、常にそれらが經濟の彈力性に關して與へると思はれる影響について愼重に檢討されなければならない。ソヴイエト經濟においては、一つの場所から他の場所へ勞働力や原料資源を移轉することは通例一つの重要なる要素として一切の計畫に入り込むのである。

（註）M・A・ヘンリー・クレイ著「戰爭と失業」（一九四五年ロンドン・オツクスフオード大學發行、ハンフレイ・ミルフオード版）參照。

多くの人々にとつて自分の住所を變へなければならないといふことは別離の苦痛を伴ふものである。それ故、企業や勞働者を他の場所に移轉することは一般に歡迎されない。從つて如何なる措置が實施される場合にも、その理由を充分に說明することが絕對に必要なこととなる。戰爭中當局は、原則として、國防上の理由により自らの計畫や決定を說明することも、或は國民に論議させることさへも許されず、又多くの統計資料は秘密にされてゐた。平和が回復した現在、秘密の習慣を棄てることは絕對必要なことである。多くの國々に認められる不安狀態は、情報の欠除といふことに關聯を有する。大衆は自分達の生活に深い影響ある事柄に關して知らされることを欲し、又重要な社會的政治的問題の審議に自分達の團体の代表者を參加させることを欲してゐる。大衆は決してわけの分らないものなのではなくて、誤つた方向に導かれたり、不公平に取扱はれたりすることがないことを保したいと望んでゐるのである。

このことは實際の賃銀が、時間外手當の廢止その他により減少しつつある現在、賃銀の問題に關しては特にそうである。貨幣賃銀が減少する時には、常に起ることであるが自分達の所得が減少することを知つた人々から反對が生ずる。罷業が起り、或る場合には國民經濟の主要部門を危殆に瀕せしめる。特に大衆が貨幣を標準にして考へるのは自然のことだから、影響を蒙る人々の感情は理解に難くない。戰爭中には軍需品のため莫大な金額が費消された。最早戰爭遂行のための金が必要でなくなつたのであるから、破壞的目的のため、以前にはあれ程豊富に費はれた資金が、民需上の必需物資の滿足のためには支出されないといふこと、加ふるに支拂貨銀が現實に減ぜられつゝあるといふのは、全くの惡意によるものとは見えないであらうか。最小限度なさるべきことは、事實を示すことによつて、第一に政府の歲出はここ當分の間殆ど戰爭中と同樣の高水準を維持してゐて、「金」は未だ全く自由にならないといふこと、第二に大衆の普通の要求でも、これ以上の消費財が市場に現れるやうにならなければ充分滿されず、それにはどうしても時間のかかるといふことを說明することである。イギリスにおいては、新藏相が一九四五年十月二十三日の豫算演說において、今や危險は「多過ぎる金が少な過ぎる物資を追ひかけること」にあり、又「現狀において最善のインフレ防止策は、國民のあらゆる階層が多額の貯蓄を引續き行ふこと」であることを强調した。

現在の最も健康的な徵候の一つは、雇傭の高水準維持の主張である。何故なら勞働はいろいろな意味において福祉の基礎となるものであるからである。しかし雇傭を確保するために計畫される諸措置は眞に適切なものでなければならない。結局政府の政策はその結果如何により判斷されるであらう。

第十四章　利子率と株式相場

將來の物價の趨勢は經濟活動のあらゆる分野に於て重要であり、經驗が示す如く利子率の水準といふことに關しても少なからず重要なものであらう。何となれば自由競爭經濟に於ては、物價と利子率とは通常の景氣變動に於てのみなら

す、「長期の一物價變動の場合にも、共に上下する傾向にあるといふことは經濟史上最も確立されてゐる事實の一つだからである。即ちナポレオン戰爭の終結迄に利子率は物價と平行して上昇したが、物價の一般的下落の期間中、即ち一九世紀中葉迄は下落し、その後物價も利子率も上昇したが、やがて一八七〇年代に轉換期が來て一九世紀の終迄物價も利子率も下降の一途を辿つた。爾來第一次大戰の勃發迄は物價も利子率も等しく騰貴し、戰爭中も共に上昇を續け、二〇年代の終迄高位を維持したが、二〇年代末の物價の下落と共に利子水準の下落が又始つた。金生產の變動等の影響下で、物價の變化が最初に働いたことを假定するならば(事實はこれを實證してゐるやうであるが)、この相關關係の理由を見出すのは困難ではない。物價が上ると金(カネ)を借りて「實質價値」(家、證券、商品、ストック等)を買ふのが有利となるが、このことは貸付資金に對する需要を增加するのみならず、物價が上昇する時は貨銀は通常それに遲れ、このことは利潤を增加せしめ、又これに伴ひ利子率の水準を增加する傾向を有する。

第二次世界大戰中物價は上昇したが、**利子率は今度は少しも騰貴しなかつた。**第五十六表に見る如く公定割引率は實際問題として多くの國で切下げられ、それに伴ひ一般利子率も調整された。

經濟記錄上獨特なこの發展は容易に說明出來る。即ち戰爭中に樹立された統制により、**政府はその貨幣並に資本市場の實質上の獨占**を獲得したが、これは、中央銀行やその他の諸銀行からの信用の援助により、その借入れ條件を殆ど一方的に確定するのを可能ならしめた。戰爭遂行の樣な非生產目的の爲めの借入は、出來る限り低い利子率で行ふことが、社會全體の爲に利益であることは明白であつた。他方政府は銀行や保險會社等よりなる金融機構がその能率を損じない樣にまた國家に貯蓄を委ねた個人が不公正な取扱を受けてゐると感ぜしめない樣にといふ考慮によつて制限を受けてゐ

（表六十五第）

中央銀行の公定割引率

國名	1939年7月末	1945年10月末	增減
ポルトガル	4½	2½	−2
ベルギー	2½	1½	−1
ブルガリア	6	5	−1
カナダ	2½	1½	−1
ハンガリー	4	3	−1
ユーゴスラビヤ	5	4	−1
チエツコスロヴアキア	3	2½	−½
エール	3	2½	−½
ドイツ	4	3½(1)	−½
イタリー	4½	4	−½
ノルウエー	3½	3	−½
合衆國(ニューヨーク)	1	½	−½
フランス	2	1⅜	−⅜
イギリス	2	2	—
フインランド	4	4	—
日本	3.28⅜	3.28⅜	—
スペイン	4	4	—
スエーデン	2½	2½	—
スイス	1½	1½	—
トルコ	4	4	—
ソ聯邦	4	4	—
デンマーク	3½	4	+½
オランダ	2	2½	+½
ルーマニヤ	3½	4	+½
ギリシヤ	6	7	+1

(1) 發表されたものの中最近のもの。

る。（戦時中の借入は全然避けることは出來ない。何故ならば、一方には政府が貯蓄により形成されるものを含む總べての可能なる資源に對する支配權を確保する爲に、また他方には、總べての費用を稅金によつて賄ふといふ試みが、心理的に大衆に非常な緊迫感を與へるであらうからである。しかし將來の重荷が不必要に加重されないやうに注意すべきである。）

戰鬪が終つた今日、經濟生活は再び民需の充足に戻りつつある。しかし當分の間、豫算の不足を補ふ爲に政府の多額の借入は避けられず、それ故に必要量の低利借入を繼續せねばならぬことが、引續き最も望ましいことであるのは明らかである。特に政府の支出額が尙非生產的性格を有する以上そうである。

一九四五年十月十九日、イギリス政府は短期利率引下に關する若干の方策を發表した。採用された方法は大藏省が大藏省短期預り金に支拂ふ利子を一％八分の一より八分の五％に引下げることであつた。政府が銀行から直接に借入れる場合の戰時方式であつたこれら預り金は、一九四五年九月末に總額二十一億二千二百萬ポンドに達した。そのうち十九億七千萬ポンドは手形交換加盟銀行からの借入である。（これはこれら銀行の貸借對照表における投資十一億四千六百萬ポンド、貸出七億六千三百萬ポンドの合計を超えてゐる。）この利子率の引下により、諸交換銀行はその流動資產（大藏省短期預り金と保有證券、コールマネー）からえられる收入のうち約千二百萬ポンドを失ふと推算される。

そのポジションを保護するため諸銀行は各自が支拂ふ利子率の切下を行つた。將來當座預金には利子が附されず、預金に支拂はれる最高利子率を二分の一％とし、利子は最小限十四日間預金せられるか、或は引出十四日前に通知するかした場合のみに支拂はれることにならう。

大藏省短期預り金利率の引下は、すべての短期利子率に於て、二分の一％の一般的下落を惹起するに充分であつた。かくて交換銀行のビル・マネーに對する利率は　％から二分の一％に引下げられ、自動的に大藏省證券の利率も二分の一％を少し超過する程度に引下げられた。一九四五年十月二十三日の豫算演說に於て、大藏大臣は中期及び長期貸付に關する低利率確保の可能性を調査するといふ意圖を再度强調した。採用された方策、行はれた聲明に對し一流證券市場に於て或る直接の反應が表れ、二分半利付舊コンソル公債は九十二・四分の三に達し、一九三五年以來の最高値となり、また株式相場も幾分引締つた。（卷末第十四圖表參照）

勿論利子率の水準は資本財產の價値を決する一つの重要條件である。しかし利潤率、課稅負擔、政治經濟の分野における安定不安定の一般的感情といふ樣な他の要因も影響を及ぼす。もし多くの國々の株式指數が比較出來るとすれば、一つの重要要素は、貨幣の實質價値が、將來の通貨上の發展に關する樂觀悲觀並に物價上昇の結果として低落する度合であることは明かである。

一度敵對行爲が終熄するやフインランドにおける顯著な物價騰貴に反應して、一九四四年夏以來、ヘルシンキ株式市場の取引相場は倍以上になつた。しかしパリには或る程度逆の傾向が表れた。一九四三年及び一九四四年の大部に於てパリ株式取引所の三百株の平均利廻は一％を僅かに上廻つたに過ぎなかつたことは注目すべきである。これは記錄の殘つてゐる限りでは、そして多分あらゆる時代を通じて、フランスに於ける最低の利廻である。この狀態は明かにインフレーションに對する緊迫感の反映である。一九四五年秋の株式相場の下降は、或る程度迄受入れ可能な利廻についてのより普通な概念に對する修正を表すものである。しかしそれはまた企業の國有化、或はパリ株式取引所で相場の建つ外

（第五十七表）

株式相場指數

株式取引所別	1939年12月	1944年6月	1945年 6月	1945年 9月
		1939年1月—6月＝100		
ベルリン	90	184	849	367(1)
パリ	118	551	346	429
ブラッセル	84	354	270	335
リスボン	100	244	275	289
オスロー	102	109	159	133(1)
ニューヨーク	(108	118	135	142.1)
ロンドン	93	140	141	141
ストックホルム	75	113	132	136
コペンハーゲン	94	140	125	119
モントリオール	101	91	113	112(1)
チューリッヒ	87	106	107	112

（1）暫定數字

國株式を含む外國通貨の資産の强制賣却に關する、むしろ政治的性格を有する不安の反映である。これらの問題では業觀悲觀の波が不安を感ぜしめ、これが相場の動搖を說明する助けとなつてゐる。**ブラツセル**では株式取引所は一九四四

年八月より一九四五年六月迄閉鎖された。秋の傾向は明かに下降傾向であつた。これは恐らく國內の通貨インフレーションの不安が減退したためであらう。**ポルトガル**の株式相場は一般に物價の場合と同樣に、他の中立諸國とは全く異つた樣相を示してゐる。一九四四年には相場は尙戰前の平均より低位にあつたが、一九四五年中には回復が始つた。一九四四年の**モントリオール**の株式相場は比較的低位にあつた**チューリッヒ**では、回復は特に一九四五年の後半期に起つた。**ニューヨーク**でも上昇氣分が顯著である。このニューヨークと**ロンドン**、**ストツクホルム**及び**コペンハーゲン**の株式市況は大凡各國の生活費の實質的騰貴に適應して、戰前の平均よりも二〇％乃至四五％高といふ感じである。（卷末第十五圖表參照）

北部**イタリー**では株式取引所は一九四五年四月末即ち戰爭の最後の段階において閉鎖され、六月下旬に再開された。暫らくの間ローマで徵收された三％賣上稅が北部に及ぼされ、それは新ファシスト政權によつて課せられた二五％稅に代つた。當初取引量の顯著な膨脹があり、相場は大いに動搖したが、その傾向は全般的に下降であつた。

ドイツに於ける聯合軍當局は一九四五年八月から若干の株式取引所の再開を認可し、十一月迄にフランクフルト、ハンブルグ、ミュンヘン、マンハイム、ストツトガルトの株式取引所がその活動を再開した。最高價格制の如き特別規則が實施されたが、軍當局は現行の行政問題に干涉しなかつた。フランクフルトでは生命保險、銀行、戰爭で破壞された產業及び東部にあつた企業の急激な減少により、相場は一般に一九四三年の公定水準よりも三〇％乃至四〇％下廻つてゐた。

當分の間、株式取引所は政府財政に採用される方策に大いに關係ある貨幣市場の流動性の恩惠を受けてゐることは疑ひない。しかし政府債券に對してと同樣に、株式に對しては市場の評價は經常貯蓄からの純投資支持の力を大いに反映

するであらう。そしてこれは現代金融操作技術を考慮に入れる場合でさへそうであらう。

貯蓄の供給に關しては、自發的貯蓄の流れが多くの國々に於て間もなく非常に豊富になるであらうから、實際上困難はむしろ適當な投資對象を充分に發見するにあるといふことが、しばしば前提される様に思はれる。所得水準の上昇に伴ひ、人口の廣汎な部分がその收入の相當の部分を除けておくものと期待される。職爭中合衆國民は高い貯蓄率を示し、一九四三年及び一九四四年には約一千五百五十億ドルの國民所得中、個人及び商社により平均約四百億ドルの貯蓄が行はれてゐる。同期間中イギリスの純個人貯蓄は、約九十億ポンドの個人所得の中十六億ポンドに達してゐる。

しかしながらこれらの問題は注意して觀察するを要する。何故ならば平和時の傾向は、國家の危機といふ感じが行きわたり、その上多くの支出對象が閉されてゐる戰爭中の事態とは異るからである。更に亦高額課稅、特に相續稅の重課が利用し得る貯蓄量に逆作用するかどうかといふ問題は尙殘つてゐる様に思はれる。これと關聯して興味あることは、イギリスの毎年の豫算と共に發表される「白書」によつて提供される情報である。

この「白書」によれば一九三八年中のイギリスの私的貯蓄の構成は次の如くである。

	（單位百萬ポンド）
總個人貯蓄	
相續稅其他差引額	二七三
相續稅其他差引後の個人貯蓄總額	九〇
非個人貯蓄總額	一八三
私的貯蓄總額	一八二

私的貯蓄總額……三六五

一九三八年の個人及非個人の私的貯蓄總額はかくの如く三億六千五百萬ポンドであるが、公共機關は同年中九千萬ポンドの負の貯蓄、即ち經常支出への借入額を有したことを示してゐる。（註）從つて國家の貯蓄總額純計は二億七千五百萬ポンドとなつてゐる。

（註）一九四五年四月に發表された「白書」では「個人の富への純粹の附加を形成する貯蓄」は「消費財及び用役と直接稅への支出を差引いた殘りの個人所得殘余額」として表はれてゐる。「それは亦純個人併付額及び個人の資本形成額と見做され得る。この額に見れば、貯蓄は新築の家の様に正に生產された資產を含むあらゆる形の資產と金融上の諸權利に對して、人間が支出する現金の一定額として表現される。これはその廣な項目についての個人の賣却が、負の支出と見做されるといふ意味に於ての純額である。」「白書」の含む非常に價値ある分析に於て、各種の貯蓄は、總べての場合に於ては、明細に述べられてゐないが、この問題が充分詳細に取扱はれ、從つて貯蓄と資本形成に關する經濟學の困難な部門において、より實際的な材料が利用され、今日迄概ねこれらの問題を素議する場合、當て推量で强いて論議を進めざるを得なかつた理論家にも行政官にも非常な利益になることが望まれる。

一九三八年におけるイギリスの國內總資本形成は、個人部門で五億五千萬ポンド、公共部門で二億三千五百萬ポンドと示されてゐる。兩者の合計は七億八千五百萬ポンドでそれは次の如く示される。

	（單位百萬ポンド）
貯蓄（以上の如く）	二七五
減價消却と設備維持に用ひられた額	四四〇
海外資產の純引出	七〇
總資本形成に用ひられる資產の總額	七八五

これらの推計によれば一九三八年のイギリスの公共機關の負の貯蓄を差引いた後の純貯蓄額は、二億七千五百萬ポンド、即ち國民所得の約五%に達した。資本の附加分七千萬ポンドはこの國の海外資産の引出によつて獲得され、この額は國際收支の經常勘定に於ける減少額に等しい。平時の貯蓄率は戰時中達成された高率の貯蓄に比してかくの如く低位にある。

純貯蓄の供給が重稅にも拘らず充分に續行されるならば全体にゆきわたるだけ資本があるわけだから資本を各種の用途に割當てる實際の必要は少しも生じない。又利子率も特別な干渉が無くても（勿論一般物價水準が長期の上昇傾向を示さないことを條件として）恐らく低位に維持されると思はれる。貯蓄が高水準に維持される以上、政府はこれらの貯蓄が完全に投資されることを保證するやうに干渉さへせねばならぬかもしれない。

産業の平和目的への復歸と荒廢した地域の再建が多くの資本を必要とし、戰爭が終つた以上人々は一般に、その經常所得の比較的大きな部分を、戰爭中使ひ盡した蓄積の補給と新しい耐久財その他の物資の取得の爲に用ひる等の理由で、以上のことは近い將來に於ては問題ではなくなるであらう。或る者はその戰時中の蓄積をその様な購買の爲に引出すであらう。戰時の高率の貯蓄は物財の不足にもよることを忘れてはならない。消費者も實業家も含めた一般國民はその貨幣所得の大きな增加の大部分を使用することが出來なかつたのである。この方面の發達に付きものの不安定性に鑑み、當局は注意深く進み事態が今少し安定する迄金融統制を緩めそうもない。

しかしこれに關聯して戰爭中投資に對して行はれた統制は主として金融的性質のものでもなく、より多く勞働の規制と資材割當を通じての直接的物的統制の形式を有するものであつた。或る國々に於ては勞働統制は敵對行爲の終熄と共に大いに緩和され、缺乏の消滅と共に、物資の統制も亦恐らく消滅するであらう。唯經驗のみが金融統制がそれ自体如何に働くべきかを敎へる。戰爭中の蓄積の結果として商工業諸會社と同樣に私的個人も、以前よりはずつと流動性のある地位を有し、自由になる彼等自身の資金があるので、株式や證券の發行に關し資本市場に賴る必要はない。流動資金は大部分直接に政府證券、或は政府證券が大部分その相對物となる銀行預金として保有される。資金の處置は何れの場合でも政府證券の賣却といふ結果となる。

低金利政策を效果あらしむる爲に、政府證券は低利率の場合でも、パーに近い相場が建てられねばならぬ。貯蓄が豊富に續けられ、保險會社及びこれと同樣の團体が政府證券に對して非常な需要を繼續するならば、相場は恐らく中央銀行からの大規模な干渉なしに維持されるであらう。その様な場合には低金利は市場の自然利子率である。しかしながら、もし經常貯蓄量が政府證券に對するその様な有效需要を確保するに不充分であるならば、中央銀行は公開市場操作によつて干渉せねばならない。このことは非常に高い流動性を有する場合の市場の正常な機能に關して、多くの困難な問題を自然に惹起するであらう。中央銀行の任務は、主目的が簡單であり、政府財政は獨占を享受し、物的な統制が强化されてゐた戰爭中よりも、より困難であることが證明されるであらう。平時には低金利政策は恐らくは、政府借入金の費用を切下げる爲よりもむしろ產業や公共企業に對し安價な資本を供給するために行はれるであらう。いかなる統制が行はれても、それは產業への資本の早急な流入が妨げられぬ様に調整されねばならない。

第十五章　國際決濟銀行現下の活動狀況

一、銀行部の運營狀況

監査役により檢査せられ正確と認められた、一九四五年三月三十一日現在の本銀行貸借對照表は本報告書附錄第一號として載せてある。その總計額は一九四四年三月三十一日現在の四億六千七百三十萬スイス金フランに對し四億五千八百七十萬スイス金フランを示してゐる（一金フランは純金〇・二九〇三……グラム）。從前と同樣に、貸借對照表に載せられる各種通貨の換算方法は、合衆國財務省の金の公定賣價格と本銀行の勘定締切日に於ける各種通貨の米ドルに對する爲替相場とによつたものである。

戰爭勃發以來本銀行の政策を支配してきたものは、嚴正中立の原則であつたが、本年度も一切の業務において、引續き右の原則に從つた。事態は本銀行業務の量を更に減少せしめた。過去におけると同樣に、本銀行は各國並びに世界全体に於ける主要なる經濟的金融的及び貨幣的發展を跡付けるべく努め、戰爭の續くかぎり郵便上の便宜の減退と、個人的接觸の中絶より生ずる種々の困難を概ね克服してきた。年次報告の外に、本銀行は爲替制限その他之に準ずる問題に關する法令の原文を掲げたパンフレットを發行し、又金融關係文書の編輯をも行つた。これら各種の刊行物は有用な日常參考資料として好評を博した樣に思はれる。

事情好轉と共に直ちに、各中央銀行の總裁その他の代表者達と再び直接連絡出來るやうになり、今迄供給不能であつた極めて詳細な情報を傳達する機會に惠まれた。

本銀行は經常收入の減少を冒して迄も投資の流動性及び確實性を增加するを目的とする政策を遂行した。一九四五年三月三十一日の會計年度末に、本銀行の自己勘定金資産（譯註）は、貸借對照表總計の二一%を示す九千五百二十萬スイス金フランといふ、すべての時代を通じての最高額に達した。戰爭の初期には、右資産は一千萬スイス金フラン足らずに過ぎなかつた。月次計算書の示す處によれば貸借對照表の總計額は、一九四四年六月三十日現在の四億七千萬スイス金フランから同年十一月三十日現在の四億五千八百十萬に減少し、その後は實際上變化無く、本會計年度末には四億五千八百七十萬スイス金フランとなつてゐる。

（譯註）貸借對照表資産の部第一項金條と負債の部第五項命勘定短期及一覽拂預り金の差額である。

貸借對照表に入らないイヤマークされた金は、會計年度當初の五千四百五十萬スイス金フランから一九四四年四月三十日現在の四千七百七十萬に減少した後、七月三十一日現在には再び五千四百八十萬に增加し、一九四五年二月二十八日現在迄同水準を續け、年度末には五千百四十萬といふ數字になつてゐる。

一九四四年三月三十一日と一九四五年三月三十一日との本銀行貸借對照表の主要項目を比較すれば以下の如き事實が見られる。

A、負　債

準備金は千九百六十萬スイス金フランより千九百九十萬に增加してゐる。

各國中央銀行自己勘定預り金は、一九四四年三月三十一日現在の七百萬スイス金フランより七月三十一日現在の九百五十萬迄、多少とも堅實に增加してゐる。而して十月三十一日現在六百六十萬に下り、一九四五年二月二十八日迄は、ほゞ同水準を維持し、七百九十萬で會計年度を終つてゐる。

各國中央銀行第三者勘定預り金は年間やゝ減少した。一九四五年三月三十一日の總計は前年の百二十七萬三千スイス金フランに對して百十五萬六千フランとなつてゐる。

其他預り金は同樣の一般的傾向を示したが、尙相當の偏差を伴つてゐる。一九四四年三月三十一日現在の百五十七萬五千スイス金フランより七月三十一日現在の百八十三萬四千迄增加した後、その總計は、本會計年度末には七十七萬八千であつた。

一九四四年三月三十一日現在、總計二千九百六十萬スイス金フランを示した金貴量表示銀行預金は、一九四四年十月三十一日迄大きな變動もなく殆ど同じ水準を維持した。然し多額の引出により、十一月三十日現在には、その數字は二千十萬に迄減少した。一時的の增加はあつたが、總計は一九四五年三月三十一日には千八百八十萬迄累進的に減少し、本會計年度の最少額を示した。

本國際決濟銀行の如き金融機關は、普通の銀行原則を尊重するのみならず、本銀行と取引ある各國中央銀行の貨幣政策及び各國に施行されてゐる戰時特別立法——これらはすべて自然と本銀行の業務を複雜にする傾向を有するが——に對してその活動を適應させねばならない。

かくて中立國の中央銀行に、他國通貨で表はされた預金を拂戻すといふ樣な簡單な業務が、愼重この上もない取扱を要する長い協議を惹起するに至つたのであるが、一つの困難は國際決濟銀行は當然自己の義務を最も嚴格に遂行しようと努力するのに、關係二國の金融政策が必ずしも調和し得ないととであつた。拂戻實行の一切の實際的可能性が探究されねばならず、多くの繰續的手續が必要となつた。即ち右預金の金への換算、それに續く原通貨への換算戻し、更に預金者たる中央銀行の通貨への換算等であり、右の中央銀行に對して金は或協定價格で賣られねばならぬのである。しかも右の實行に當つて國際決濟銀行は本年の債務履行に必要なよりも、より多くの支拂を爲してはならないのである。この種の一例は、中立國中央銀行との間の本質的には單純な業務の場合にさへも、戰時立法並びに相反する金融政策によつて如何なる困難が惹き起されたかを示すものである。しかしこの例はまた關係者の好意のおかげで現存狀態のすべての要件を充す實際的解決を見出し得たことを示してゐる。

國際郵便料支拂決濟の爲に行はれた業務の數は、前年に於けるのとほぼ同樣であつた。しかし右振替に含まれる總金額は稍減少した。この分野における活動は目下の事態により當然減少してゐる。

本銀行帳簿に於ける金預金勘定の口座數は前年の二十七に對し、一九四五年三月三十一日現在は二十六であつた。

第十六圖表は戰爭開始より一九四五年三月三十一日に至る月毎の、負債の側における主要項目の變動を示す。

B、資　産

本銀行資産の構成について、本會計年度內に起つた變化は次の如く要約し得る。金、所有通貨及び一覽拂資金に於ける三千百萬の增加、及び有價證券に於ける二千百萬の減少の結果、容易に現金化し得る資產に於て一千萬スイス金フランの增加があつた。また有期資金では一千八百萬の減少があり、他方雜證券及び投資は變化してゐない。第五十八表は或る代表的な日に於ける本銀行所有金條及び其他保有金の狀態を示してゐる。

銀行の金資產と金重量債務の双方について一九四四年十一月に起つた減少は、中立國の中央銀行に關する上記の特殊操作によるのである。本銀行自身の保有金は年間を通じて堅實に增加し、一九四五年三月末に最高九千五百二十萬スイ

（第八十五表）

本銀行の金保有高及び金債務

（單位 100 萬スイス金フラン）

月末	金條	金重量預金	差引銀行保有金
1944 年 3 月 … … …	118.3	29.6	88.7
10 月 … … …	119.7	29.4	90.3
11 月 … … …	111.3	20.1	91.2
1945 年 3 月 … … …	114.0	18.8	95.2

ス金フランに達した。まことに現下の狀勢に於ては、金價値表示の貸借對照表を有する本銀行の政策決定に當つて、考慮すべき主要點の一つは、現實の金を多量に保有することによつて、能ふかぎり大なる流動性を維持することである。

同時に各種通貨で保有してゐる現金の總額にかなり著しき膨脹があつた。本會計年度の初の五ヶ月の間、即ち一九四四年三月末から八月末迄に、この科目の總計は一千七百八十萬から一千八百六十萬スイス金フランへと僅かの變化を示したに止まつた。而して九月三十日現在急に四千八百萬に增加し、爾後比較的安定を保ちつつ會計年度末は四千六百九十萬となつた。右の增加はより大なる流動性を確保するため採られた措置の結果であり、就中特定市場において投資に代へるに中央銀行に對する直接的請求權を以てしたこと（その目的は必要の生じた場合に一定科目の資產・負債を相互に相殺することを容易ならしむるにあつたのだが）の結果であつた。

本會計年度末迄に、本銀行保有金及び外國爲替の總額（譯註）は前年の一億三千六百十萬スイス金フラン及び一九四三年三月三十一日現在の一億三百八十萬に對して、一億六千百萬に增加した。

（譯註） 貸借對照表資產の部第一項金條及第二項現金の合算額である。

（第九十五表）

貸借對照表中の各項目

（單位 100 萬スイスフラン）

月末	現金	一覽拂資金	一般手形及銀行引受手形	國庫證券	有期資金
1944 年 3 月 … … …	17.8	6.9	81.3	24.1	21.1
8 月 … … …	18.6	6.7	81.4	19.9	21.0
9 月 … … …	48.9	12.8	58.2	14.4	15.0
12 月 … … …	45.5	12.1	58.2	14.5	15.0
1945 年 1 月 … … …	44.9	12.8	65.0	12.3	8.9
3 月 … … …	46.9	13.1	70.3	14.0	2.7

利付一覽拂資金總額も同樣に增加した。本會計年度の初の五ヶ月間にその額は六百九十萬スイス金フラン前後で實際上不變であつたが、その翌月に（例へば九月三十日現在の如く）一千二百八十萬に增加した以後はずつと殆ど變化を示さず、年度末には千三百十萬となつてゐる。こゝに再び有期證券に代へるに一覽拂の直接的請求權を以てする本銀行の意圖が示されてゐる。

この種の變化は本銀行の流動性を改善し、危險を減少するが、收益能力に對しては余り好ましい效果を與へない。

この政策の結果、本銀行保有の有價證券は著減した。年度中一般手形及銀行引受手形の保有高は一千百萬、國庫證券の保有高は一千萬スイス金フラン減少した。各種の有價證券投資項目の變動は代表的な日の數字を示す第五十九表に記載されてゐるやうに、現金保有高や利付一覽拂資金及び有期資金の變動との比較によつて明らかにされてゐる。この表は本會計年度の初の五ヶ月と次の七ヶ月との發展の差違を明示してゐる。一九四五年の第一・四半季には約千二百萬スイス金フランが有價證券への投資の爲に有期資金より引出された事を附加せねばならぬ。有期資金の形式で保有され

る金額は、一九四四年六月三十日現在二千百六十萬スイス金フランと年度中の最高に達し、後一九四五年三月三十一日現在の二百七十萬といふ少額に減じてゐる。

雜證券及び投資は會計年度の始期と末期に共に總額一億九千七百五十萬スイス金フランの同額を示した。その間五月三十日には一億九千七百三十萬で最低を示し、一九四四年十二月三十一日には二億六十萬で最高を示した。

卷末第十七圖表は貸借對照表の資產の側の重要科目を、戰爭開始より一九四五年三月三十一日迄月毎に示してゐる。

第六十表は流動性の見地からみた本銀行資產の割合を示す。

一九三九年八月本銀行に屬し且つスイスフラン（現金及び有價證券）或は金の形でスイス國內に保有されてゐた資產は、比較的小さな額であつたが、一九四四年三月三十一日現在では、かかる資產は本銀行の拂込資本金の六〇%以上に達した。この著しい增加は第十四年次報告に說明した如く、主としてイタリー銀行への本銀行の投資を回收して受領した金をスイスへ輸送した結果である。

其他の本銀行の投資に關し年度中或る豫防手段が用意された。その目的は軍事問題が關係市場における中央銀行との關聯を斷絕する場合にも、一定投資の蓄積

（第六十表）

各資產の割合

（單位%）

項目	1944年3月31日	1945年3月31日
金條	25.3	24.9
現金一覽拂資金及再割引しうる有價證券	27.9	31.4
有期資金、雜證券及投資その他資產	46.8	43.7
計	100.0	100.0

を確保せんとするにあつた。——この中央銀行との關聯斷絕は、一九四四—五年度の終了後間もなく現實に實現したのであるが——。かくて本銀行の投資を擁護する爲にあらゆる可能な手段が採られた。本銀行の投資は更に本銀行の有する一般的性質の法律的保證によつて、殊に一九三九年のヘーグ協定の下に利益を得てゐる。

一つの例外を除いて本銀行の投資より生じたすべての利子は、一九四五年三月末迄に完全に振替へられた。各國政府發行の國庫證券及びその未拂利子より成る本銀行手持有價證券の總額は、再び少し減少した。これは一部は契約上の償還によるが、他の一部は商議の結果によつて延滯してゐた利子を受領したことによるのである。二つの商議の場合において、投資形式の變更をも目的としたが、その中一つは決定的な結論に到達し、一つは倘懸案となつてゐる。

戰前本銀行がハンガリー國立銀行に供與した借款は、其後も分割拂によつて減少してゐる。未拂額は、ハンガリー國立銀行が國際決濟銀行に有してゐる預け金の總額よりも、少い數字に減少してゐる。一九四五年三月三十一日現在の未拂額は、前會計年度末のそれの半分と同額であり、一九三九年八月末の總未拂額の一〇%以下となつた。

すべての困難にも拘らず、普通の保證だけによつてカヴアーせられる金操作も、當會計年度中本銀行によつて若干行はれた。然し國際貿易促進の爲に從前行はれてゐた操作は事實上姿を消した。

×　×

×

本會計年度の終了後間もなくヨーロツパの敵對行爲が終熄し、數ケ月後には極東の敵對行爲も亦終つたのである。それ故、一九三九年八月三十一日現在と一九四五年三月三十一日現在の本銀行の貸借對照表の主要科目を比較すべき時期が來たやうに思はれる。

これら兩日の間に本銀行の資産總額は略々一〇%即ち五千萬スイス金フラン强減少した。第十六圖表に見る如く、この減少は主として諸中央銀行による自發的預金の引出の結果であつた。これらの主として短期預金の引出は、本銀行が關係市場の通貨で充分な流動資產を持つてゐたので、何等特別の困難を惹き起さなかつた。

その資產運營において本銀行は戰爭中その投資より生ずるすべての利子の振替を（時には幾分遲れた場合もあるが）確保することが出來た。本銀行は債務國において爲すべき支拂と、本銀行自身の請求權とを相殺する機會を利用することが出來た。このことは本銀行の配當の支拂に關聯して特に可能であつた。戰時立法より生じた種々の困難に鑑み、一九四一年以後本銀行の每年の年次總會は、本銀行の配當は各株主の住居を有する國の通貨を以て有效に支拂はるべきことを決議した。これは起り得るすべての場合に對して遡及し得る唯一の解決策であつた。

かゝる支拂方法は、明かに資金の本銀行への振替を容易ならしむるに效果があつた。そして事實この便宜なくしては本銀行は夫々の配當の公告に必要な一切の收入を受領しえなかつたであらう。この方法採用によつて受けた大なる利益は、特に戰爭中占領された國々において、公告された配當の支拂が何ら現實の外國爲替の送付なしに實際に行はれえたといふことである。（かゝる送金が行はれたならば事實上占領國を利するのみであつたらう）。戰爭を通じて本銀行が着實に遂行した政策は、本銀行とその株主の利益を保護するを目的とすると共に、交戰諸國が異議をさしはさみ得る如き、從つて又本銀行の道德的地位を危くしうる如き、如何なる行動をも避けんとするにあつた。しかしながら、投資から得られる利子の振替を確保する外に、本銀行は自己の資產狀態を改善することが出來た。主な改良は次の如くである。一九三九年以前の數年間に協定された契約の條項のおかげで、本銀行はイタリー市場への一切の投資を金に換價するやうに取計ふことが出來た。更に本銀行は一九三一年ハンガリー國立銀行が本銀行に供與した借款を相當減額することが出來た。その結果上述の樣に、未拂額はハンガリー國立銀行が本銀行に有する資金よりも少なくなつたのである。最後にポーランド銀行に有する本銀行資產の大部分は相殺により拂戻された。

戰爭中獲られた一切の割引料及び利子額の振替を確保し、且つ一九三〇年と一九三一年の間にヘーグ協定に基き、ドイツ市場で行はれた投資總額を些か減少せしめるに充分な金及び外國爲替の送金が、ドイツ市場から獲られた。尙一般政策の一部として、本銀行は在獨資產振替の爲本銀行に讓渡された金が、戰前からのライヒスバンクの所有物であつたといふ確認を要求した。そしてかゝる確認が獲られた事實を記錄してゐる。

要約――所謂ヘーグ協定に基き行はれた特別投資（これらの投資はこの協定により與へられる保證を有するものであるが）を別にすれば、本銀行の全資產、即ち商業的性質の自發的投資の結果たる總ての資產は、各種の用意が爲され又補償を受けることのおかげで、能ふかぎり最善の保證により擁護されてゐる。一九三九年八月三十一日と一九四五年三月三十一日の間に、金、米ドル、スイス・フランで保有されてゐる米英スイス市場における本銀行滿期資產は、總額において、一億一千七百萬スイス金フラン以上增加した。

二、本銀行の信託及び代理機能

本年度中、本銀行の信託及び代理機能には何の變化も發展もなかつた。しかし、一九二四年のドイツ外國借款の受託者達と、一九三〇年のドイツ政府國際五分半借款、及び同年のオーストリヤ政府國際借款の受託者としての本銀行とは、關係諸國に書信を發つて夫々の借款に關する擔保と特權について各政府の注意を喚起し、公債所有者のすべての權

利は、ドイツに對して行はるべき賠償その他の請求權に對する將來の措置と關聯して、之を尊重するやう要請した。

三、剩余金と其の割當

非常債務に對し豫備金を控除した後、本年度の剩余金は四百四十二萬九千五百六十二・四一スイス金フランである。スイス金フランは本銀行定款第五條規定の通り、純金〇・二九〇三二二五八……グラムと等價である。第十四次會計年度の剩余金はこれに比し五百二十五萬三千九百三・一二スイス金フランであつた。一九四五年三月三十一日現在の貸借對照表の爲に、資産負債の外國通貨額は當日の夫々の通貨に對する市場建値或は公定爲替相場に基きスイス金フランに換算され、すべての資産は(市中相場あるものは)市中相場か或はそれ以下に、又は生産費或はそれ以下に評價されてゐる。理事會は現存の異常事態を考慮して、將來の非常債務に對して出來る限り多くの豫備金を設けて置くことを必要と決定し、從つて、この度は本銀行定款第四十八條(b)項に規定されたる如く「準備積立金及び特別積立金の割當をなし、且つ配當額を決定し公告することを協議する」ことを年次總會に上程し得ぬと決議した。從つて四百四十二萬九千五百六十二・四一スイス金フランの剩余金は一九四四―四五年特別假勘定に振替られた。この無配當決議と一九四二―四三年及び一九四三―四四年の兩會計年度の配當が少かつたことを考慮に入れると、今迄に公告された配當總額は定款第五十三條(b)項規定の六%累積配當に對し一株に付五十八スイス金フラン、總額で一千百六十萬スイス金フランだけ不足である。

本銀行の諸勘定とその第十五年度貸借對照表は、チューリッヒのプライス・ウオーターハウス商會により規定通りに監査された。監査役がその要求した一切の情報と說明を得たこと、又監査役の意見では、貸借對照表及びその註は、彼等に與へられた情報と說明に照らし、又各帳簿に示された所により、本銀行業務の狀態に就て眞實にして正確な見解を示すやうに作成されてゐるといふ旨の監査役の證明書と共に、本銀行の貸借對照表は附錄第一號に載せてある。又損益計算書は附錄第二號にある。

四、理事會の異動

一九四四年十二月以來、本銀行理事會の構成に次の如き變化が起つた。一九四五年一月四日付を以てイタリー銀行總裁に任命された上院議員ルイギ・エイナウディ氏は同時に本銀行の職權に依る理事となつた。エイナウディ氏はP・ストツパニ教授を自分の代理に任命した。第二のイタリー理事は未だ指名されない。

去る四月ベルギー國立銀行總裁モーリス・フレール氏は本銀行定款第二十八條(2)項によりカミーユ・ギュット氏をベルギー國の第二理事に任命した。スイス國立銀行理事長エルンスト・ヴエバー氏は一九四五年六月本銀行定款第二十八條(3)項により更に三年間重任することになつた。本銀行定款第二十八條第(2)項により一九四五年五月若干の再任が理事會に對し行はれた。

×　×

一九四五年十一月計算方主任S・E・グードウヰン氏が死去せられたのは當行の一大損失である。氏は一九三〇年當行創立以來この責任ある地位に居られ、その業務上の才幹と永い經驗は當行に絶大なる寄與をなして來られたのである。

×

今や終局に達した今次大戰は、前回の大戰にも增して、政府統制施策の体系を擴大し精巧ならしめた。そしてこの現象は、一九三九年以前には國家の干渉が比較的溫和に行はれてゐた國々においてすら生じたものである。かくてここに發生する問題は、如何なる程度までこれらの統制施策が廢止せらるべきか持續せらるべきか、或ひは又平和の事態に適合する如く改裝せらるべきか、である。

「統制」といふ言葉は屢々、甚だ粗雜に、あらゆる形の「政府干渉」を示すものとして用ひられ、貨幣購買力增加策さへも含むことがある。然し通常の意味においては、統制とは選擇を意味し、拒否するか承認するかの權限を意味する。かくてそれは本來、制限的なものであり、新企劃を創始せず、寧ろ引戻し切下げるものである。從つて統制は强度の再軍備と戰爭の時期、即ち問題が國家諸資源を先づ何よりも戰爭努力の爲に捧げるため民需消費を能ふ限り制限することにある時に、特に有效なのである。

第一次世界大戰終結の際一般的に行はれてゐた見解に從ひ、統制の迅速な撤廢が行はれ、それに續いて一九一九年から一九二〇年にかけて注目すべき經濟活動の增進が見られた。しかし物價のインフレーション的騰貴に伴ひ、この戰後當初の成功は急激な退潮によつて報いられ、特にそれは通貨を一九一四年以前の金平價に戻した國々において著しかつた。生産は大幅に減少し、失業は增加した。一方戰時利得者の大部分は戰時の收益を喪失し、又貯蓄銀行預金者、保險證券所有者その他は彼等の貨幣債權の購買力の大部分を回復した。概略的に云へば、これは社會的正義のために行はれたものであつて、その心理的重要性は、持續的インフレーションが政府證券に投資する愛國的投資家の資産を奪ひ、恐らく投機の結果として實物資産（Sachwerte）を所有してゐる人々に利益を與へた國々における反響と、對比することによつて理解されるであらう。

かくの如き經過は苦惱に充ちたものであり、莫大な損害を及ぼした。しかも尙、尙早な統制緩和と廣汎な物價變動に原因するすべての不利があつたにも拘らず、一方一九二三年から一九二九年迄の生産の實質的向上に對する基礎は築かれたのである。この上昇の中絕に關しては、一九二九年以降の物價下落はヨーロッパ以外の地に始つたことを記憶すべきである。そしてその少くとも一部分は財貨及サーヴイスの生産における急速な增加に對する貨幣購買力の不足に基くものであつた。制限的方策の形における統制はかかる不況を防止するに役立たなかつたであらうし、精々膨脹をもとに引戻すものに過ぎなかつたであらう。しかし結局、これが政府統制の持ち得る最も望ましからざる結果なのである。

今次大戰において行はれた統制は前大戰におけるそれとは比較にならぬ程效果的なものであつた。かくて課せられる各種の統制策に對する反感は一般に薄く、廣範圍に亘つて國家干渉の觀念に對し明らかに、より肯定的な態度が見られた。しかしここに看過されてはならぬのは統制方策が屢々基本的な脫臼を隱し持つてゐることであつて、例へば外國爲替の分野において、更に一般的には、生産諸分野間の關係においてさうであるが、これは或る種の産業が戰爭によつて活氣づけられてゐる一方、例へば住宅建築の如きより平和的需要を目的としてゐる他の産業が遲滯してゐるといふ事實に基く。統制の機續がこれらの諸不均衡間に橋を渡すことが出來、諸國をして均衡狀態を獲得するために、必要な困難な調整をしばしば無しで濟ませ得る、と考へるのは重大な誤謬であらう。

一國の經濟生活における原動力は明かにブレーキよりも重要である。あらゆる經濟において一つの活動的な要素、即ち推進力がなければならぬ。國家資本主義体制（それは、物事の本來的秩序において、集産的社會の眞の形であると思

はれる。といふのは資本蓄積が近代文明の基礎であるからである。）の下においては政府その他の權威による決定が推進力をなす。一年なり、五年なり、或ひは期間の長さは何れにせよ、一定の期間に對して樹立された計畫に從つて、貨幣形態で示された或る一定の資源が多數の商品の生産と新工場家屋その他の建設に割當てられ、更に勞働その他の要素が計畫に基く作業を進めるやうに命令される。これは先づ何よりも、有效資源をその計畫に含まれてゐる各種の事業の間に割當てるに際して、適切な均衡狀態が齎らされねばならぬことを意味し、そして更にはその計畫の中で明白に許されてゐる樣な例外の場合は別として、各種の國家事業が生産物の賣價とその生産費との間の差額たる「利潤」を生むやうな方法で管理されねばならないことを意味する。利潤の實現は生産された商品の適正なる價格形成のためにも、又能率の識別のためにも必要である。のみならず、直接に生産乃至分配に從事しない諸公共施設（例へば行政官廳、病院、學校等）の存立が依存するのも正にこの利潤なのである。利潤獲得は單なる經理の原則ではなく、國家の諸活動すらがそれによつて拘束されてゐる經濟的必要なのである。このことはソ聯においても最も明瞭に認められる所であつて、ソ聯では更に成績の如何による個人的報償制度が、勞働の種類が異るに從ひ異つた段階を採つて、行はれて居り——これ等すべては努力の增進と更に進んでその結果としての國家生産の增進とを目睹してゐるのである。

個人企業の上に築かれ、價格機構に相應する社會においては、推進力は、價格水準と、有效需要（政府がその內で單な要地歩を占める、消費者によつて終局的には機能するものであるが）により決定される利潤としての形をとる報償とによつて直接的に賦與される。戰爭中一般に行はれた制度においては、經濟的見地からすれば仕事が比較的單純であつた場合には、政府當局は生産費を充分償ひ、適正率の利潤を許すところに價格を定めることが公共の利益に副ふもので

あると考へた。戰爭經濟の著しい特徵をなす廣汎な計畫は、事實上、個人企業に最善を盡すことを促すやうな方法で實行された。かくて計畫と個人企業の働きの間には、論理的に云つても又その他の點でも不均衡はあり得ないといふことが判つた。だが計畫を行ふに當つては、かかる社會において經濟的發展を續けるためには、利潤の刺戟が不可缺であるといふことを考慮に入れなければならない。望ましからざる展開を防止するためには統制を行ふなり、要すれば積極的刺戟を與へるなりして對策を講じなければならない、といふのは尤もなことであるが、若し統制の制度乃至その他の干涉が日常の事業なり投資活動なりを妨げるものであるならば、それは本質的に個人企業の上に立つ社會から、代りになる推進力を何等與へること無しに、原動力を奪ふこととなるであらう。

西ヨーロツパの諸國やアメリカ大陸においては、私人に屬する部分がなほ各國民經濟の八〇％を超えて居り、殘余が公共部分に屬し、國家が資本資產を所有したり、當局の決定に基いて經濟活動がなされたりしてゐるのである。

今日では嚴格に「純粹なる制度」などは存在しない。國によつてその割合と方法が異るとは云へ、何處においても個人的努力と公共的行動の兩者に對する依存が混在してゐる。だがかかる混淆狀態にあるからといつて、各特定分野に適合した推進力にはそれぞれ充分な活動領域が與へられねばならぬといふ事實を、曖昧にすることは許されないのである。若し然らずんば、兩大戰間の時期に一つならず見られたやうな重大な停滯の危險が存するであらう。

平和への復歸に當り、生活水準を向上するためには、多種且つ錯綜せる大衆の必要を充足することを要する。そして商品の缺乏が余りにも大であるといふその事實こそが、却つて經濟の膨脹を促進するものであらう。かくて我々の目的は、この好機を萬全に利用することであり、それによつて我等の時代の技術的達成が高水準の現實の繁榮に轉化せられるに

貸借對照表　　附錄 I.

(1945 年 3 月 31 日現在)

單位スイス金フラン (當行定款第五條に基き純金量 0.29032258...グラム)

資産

資産			%
I. 金塊 … … … …		114,042,980.79	24.9
II. 現金(手許現金及諸銀行當座預け金) … …		46,937,326.55	10.2
III. 利付・當拂資金 … …		13,061,270.56	2.8
IV. 再割可能手形及銀行引受手形			
1. 商業手形及銀行引受手形 … … …	70,285,466.11		15.3
2. 國庫證券 … … …	14,033,668.78		3.1
小計 … … …		84,319,134.89	
V. 利付有期資金(三ヶ月未滿) … … …		2,748,845.91	0.6
VI. 雜證券及投資			
1. 國庫證券 … … …	79,334,391.13		17.3
2. 鐵道、郵攻及其他證券及雜投資 … …	118,201,561.38		25.8
小計		197,535,952.51	
VII. 其他資産		79,812.37	0.0
		458,725,323.52	100.0

負債

負債			%
I. 資本金 … … … …			
公稱額(1 株 2,500 スイス金フラン、20萬株發行	500,000,000.—		
内 25% 拂込 … … …		125,000,000.—	27.2
II. 準備金			
1. 法定準備積立金 …	6,527,630.30		
2. 一般準備積立金 …	13,342,650.13		
小計 … … …		19,870,280.43	4.3
III. 長期預り金			
1. 年金信託勘定預り金	152,606,250.—		33.3
2. 獨逸政府より預り金	76,303,125.—		16.6
小計 … … …		228,909,375.—	
IV. 短期及一覽拂預り金(各種通貨勘定)			
1. 各國中央銀行自己勘定(一覽拂) …		7,923,441.87	1.7
2. 各國中央銀行第三者勘定(〃) … …		1,156,488.36	0.3
3. 其他預り金 … …			
(a) 三ヶ月未滿 … …	87,634.09		0.0
(b) 一覽拂 … …	690,826.60		0.2
小計 … … …		778,460.69	
V. 短期及一覽拂預り金(金勘定)			
1. 三ヶ月未滿 … …	219,756.32		0.1
2. 一覽拂 … … …	18,592,020.52		4.0
小計		18,841,776.84	
VI. 雜勘定 … … … … … … …		56,240,500.33	12.3
		458,725,323.52	100.0

國際決濟銀行(バーゼル)理事會及株主殿
1945 年 4 月 27 日　チューリッヒにて
プライス・ウオーターハウス商會

貴行定款第 52 條に基き、當商會は 1945 年 3 月 31 日締切會計年度貴行帳簿及勘定を檢査の結果次の如く報告す。

當商會は要求せる凡ての情報及說明を入手せること、且つ當商會の見解に於ては上揭の貸借對照表並びに附屬註書は當商會の得たる銀行の情報及說明に照らし又關係各種通貨を上揭スイス金フラン對價にて表示せる貴行帳簿の示す所により、貴行營業狀態の眞實且つ正確なる表現として適確に作製され居ること。

貸借對照表註書

註 I. 當行は金にて支拂ふべき預り金に對しては各支拂地毎に金資産を保有し、又各種通貨預り金に對しては當該通貨と同種の短期及一覽拂資金を保有し、いづれの場合に於ても當該預り金の額より著しく多額に保有せり(負債の前第 IV 及 V 項。)

合衆國に於いて保有せるドル資産及金塊の使用に關しては戰時法規により合衆國財務省の許可を要す。通貨に對し爲替制限を行ひ居る諸國に保有せる資産については關係國政府は特別措置により、又は當行の權利義務を規定せる 1930 年ヘーグ協定署名國として次の如き權利行使不能又は制限的措置より當行が免除さるべき趣を宣言せり。即ち平戰時を通じての檢閲、徵發、捕獲、又は沒收、報復、金又は通貨の輸出の禁止、又は制限及其他類似の干渉、制限又は禁止。更に獨逸に於ける投資額より獨逸政府よりの預り金に對する手當をなしたる後の殘存せる在獨資産の 50% 近くはその金價値を保證する特別契約により保護され居れり。

當行の年金信託勘定預金に關する割當は未だ明確には決し居らざるも、スイス金フランによる最高額に於て計上せり。

貸借對照表作製のため、資産負債の各種通貨額は各通貨に對する市場建値又は公定爲替相場を基準としてスイス金フランに換算せり。

註 II. 本貸借對照表の日付以前に公告されたる配當は定款第 53 條 b 項に規定の 6% 累積配當に比し一株に付 20.50 スイス金フラン不足にして總額に於て 4,100,000 スイス金フランの不足なり。

損益計算書　　附錄 II.

(1945 年 3 月 31 日締切會計年度)

		單位スイス金フラン
當行資本金並びに當行に預託されたる諸預金の運用純益(非常債務に對する控除濟) … …		6,238,892.80
諸國際借款に對する受託者(又は受託者の財務代理人)としての受入れ手數料 … …		60,851.05
振替料金 … … …		31.—
益金合計 … …		6,299,774.85
營業諸費用		
理事會—諸費用及旅費 … …	73,477.99	
役員及職員　給料及旅費 … …	1,425,468.62	
家賃地代、保險料、光熱及水道 … …	94,044.34	

	當座預け金) … … …		46,937,326.55	10.2
III.	利付一覽拂資金 … …		13,061,270.56	2.8
IV.	再割可能手形及銀行引受手形			
	1. 商業手形及銀行引受手形 … … … …	70,285,466.11		15.3
	2. 國庫證券… … …	14,033,668.78		3.1
	小 計 … … …		84,319,134.89	
V.	利付有期資金(三ケ月未滿) … … … … …		2,748,845.91	0.6
VI.	雜證券及投資			
	1. 國庫證券… … …	79,334,391.13		17.3
	2. 鐵道、郵政及其他證券及雜投資 … …	118,201,531.38		25.8
	小 計		197,535,952.51	
VII.	其他資產		79,812.57	0.0
			458,725,323.52	100.0

	ス金フラン、20萬株發行	500,000,000.—		
	內 25% 拂込… … …		125,000,000.—	27.2
II.	準備金			
	1. 法定準備積立金 ..	6,527,630.30		
	2. 一般準備積立金 ..	13,342,650.13		
	小 計 … … …		19,870,280.43	4.3
III.	長期預り金			
	1. 年金信託勘定預り金	152,606,250.—		33.3
	2. 獨逸政府より預り金	76,303,125.—		16.6
	小 計 … … …		228,909,375.—	
IV.	短期及一覽拂預り金(各種通貨勘定)			
	1. 各國中央銀行自己勘定(一覽拂) …		7,928,441.87	1.7
	2. 各國中央銀行第三者勘定(〃) … …		1,155,488.36	0.3
	3. 其他預り金 … …			
	(a) 三ケ月未滿 …	87,634.09		0.0
	(b) 一覽拂 … …	690,826.60		0.2
	小 計 … … …		778,460.69	
V.	短期及一覽拂預り金(金勘定)			
	1. 三ケ月未滿 … …	219,756.32		0.1
	2. 一覽拂 … … …	18,592,020.52		4.0
	小 計		18,841,776.84	
VI.	雜勘定… … … … … … … … …		56,210,500.93	12.3
			458,725,323.52	100.0

國際決濟銀行 バーゼル)理事會及株主殿

1945 年 4 月 27 日 チューリッヒにて

プライス・ウオーターハウス商會

貨行定款第 52 條に基き、當商會は 1945 年 3 月 31 日締切會計年度貨行帳簿及勘定を檢査の結果次の如く報告す。

當商會は要求せる凡ての情報及說明を入手せること、且つ當商會の見解に於ては上揭の貸借對照表並びに附屬註書は當商會の得たる銀行の情報及說明に照らし又關係各種通貨を上揭スイス金フラン對價にて表示せる貨行帳簿の示す所により、貨行營業狀態の眞實且つ正確なる表現として適確に作製され居ること。

貸 借 對 照 表 註 書

註 I. 當行は金にて支拂ふべき預り金に對しては各支拂地毎に金資產を保有し、又各種通貨預り金に對しては當該通貨と同種の短期及一覽拂資金を保有し、いづれの場合に於ても當該預り金の額より著しく多額に保有せり(負債の部第 IV 及 V 項。)

合衆國に於いて保有せるドル資產及金條の使用に關しては戰時法規により合衆國財務省の許可を要す。通貨に對し爲替制限を行ひ居る諸國に保有せる資產については關係國政府は特別措置により、又は當行の權利義務を規定せる 1930 年ヘーグ協定署名國として次の如き權利行使不能又は制限的措置より當行が免除さるべき趣を宣言せり。即ち平戰時を通じての檢閱、徵發、捕獲、又は沒收、報復、金又は通貨の輸出の禁止、又は制限及其他類似の干涉、制限又は禁止。更に獨逸に於ける投資額より獨逸政府よりの預り金に對する手當をなしたる後の殘存せる在獨資產の 50% 近くはその金價値を保證する特別契約により保護され居れり。

當行の年金信託勘定預金に關する割當は未だ明確には決し居らざるも、スイス金フランによる最高額に於て計上せり。

貸借對照表作製のため、資產負債の各種通貨額は各通貨に對する市場建値又は公定爲替相場を基準としてスイス金フランに換算せり。

註 II. 本貸借對照表の日付以前に公告されたる配當は定款第 53 條 b 項に規定の 6% 累積配當に比し一株に付 20.50 スイス金フラン不足にして總額に於て 4,100,000 スイス金フランの不足なり。

損 益 計 算 書

附 錄 II.

(1945 年 3 月 31 日締切會計年度)

	單位スイス金フラン	
當行資本金並びに當行に預託されたる諸預金の運用純益(非常債務に對する控除濟) … …	6,238,892.80	
諸國際借款に對する受託者(又は受託者の財務代理人)としての受入れ手數料 … … …	60,851.05	
振替料金 …	31.—	
益 金 合 計… … … … … … … … … … … … …	6,299,774.85	
營業諸費用		
理事會—諸費用及旅費… … … … … … … … … … … …	73,477.99	
役員及職員 給料及旅費… … … … … … … … … … … …	1,425,468.62	
家賃地代、保險料、光熱及水道… … … … … … … … …	94,044.34	
事務用消耗品、帳簿及出版物 … … … … … … … … …	124,441.98	
電話、電信及郵稅… … … … … … … … … … … … …	28,740.27	
專門家料金(監査人、通譯、其他)… … … … … … … …	12,186.34	
州地方稅… … … … … … … … … … … … … … … …	35,421.50	
當行株券に對する佛國內發行稅… … … … … … … … …	23,747.90	
雜 … … … … … … … … … … … … … … … … … …	52,683.50	
損 金 合 計… … … … … … … … … …		1,870,212.44
差引當期純益… … … … … … … … … …		4,429,562.41

理事會は現下の例外的情況に鑑み、將來生ずべき非常債務に對し最大可能の手當をなす必要あり、その結果現在に於ては當行定款第 48 條 b 項に規定されたる如く "準備積立金及特別積立金の繰當をなし、且つ配當額を決定し公告することを協議する" ことを年次總會に上程するは不可能なりと決定せり、依つて當期差引殘高 4,429,562.41 スイス金フランは 1944—5 年度特別償勘定に振替へたり。

卷末圖表

（第一圖表）

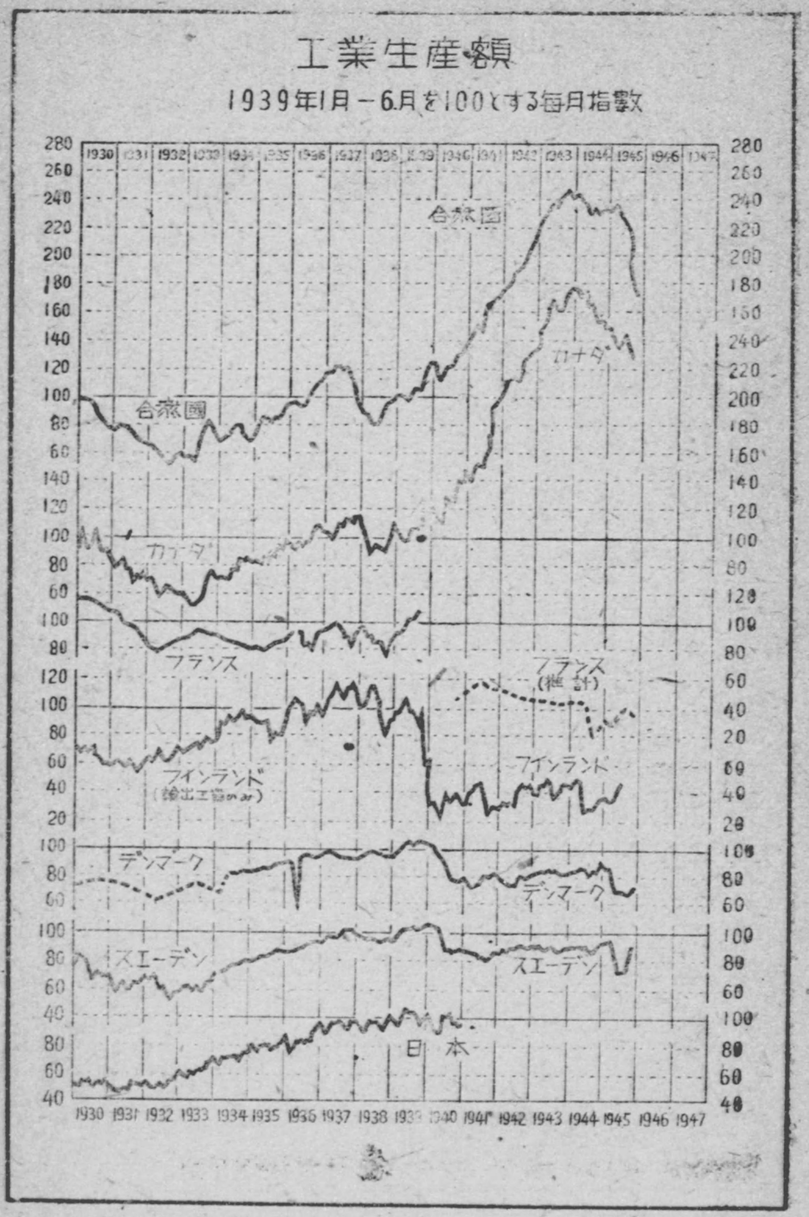
工業生産額
1939年1月－6月を100とする毎月指數
合衆國
カナダ
フランス
フランス
(推計)
フインランド
(輸出工業のみ)
フインランド
デンマーク
デンマーク
スエーデン
スエーデン
日本
1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947

（第二圖表）

ロンドン及び合衆國に於ける金價格

（1939年8月まではファインゴールドニオンス當りの毎月平均價格）

（第三圖表）

ラテン・アメリカ諸國に於ける輸出入合計

單位 一〇億ドル

（第四圖表）

ベルギー闇市場食料小賣物價

月々ノ指數ハ1940年4月ヲ100トスル

（第六圖表）

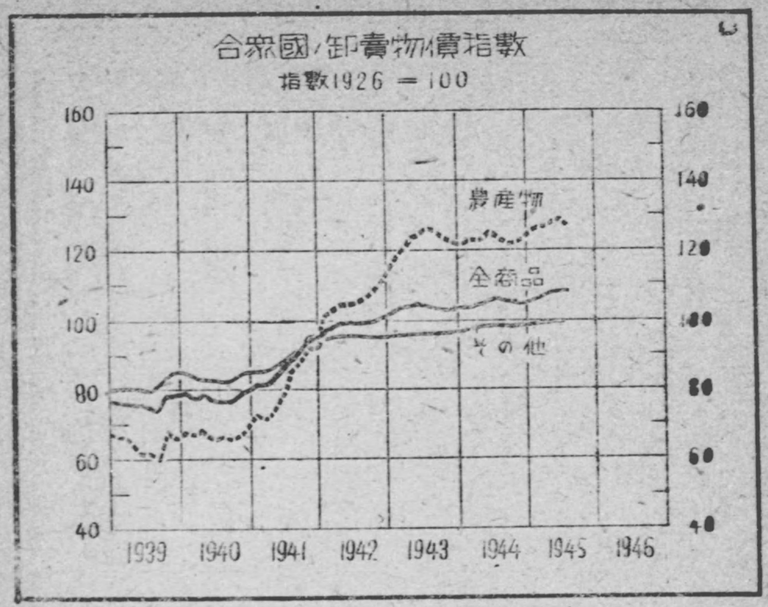

備考　1941年秋までは農産物の相對的價格は他の商品のそれより
も明らかに低かった。然し合衆國の參戰以來その關係が逆になった

（第七圖表）

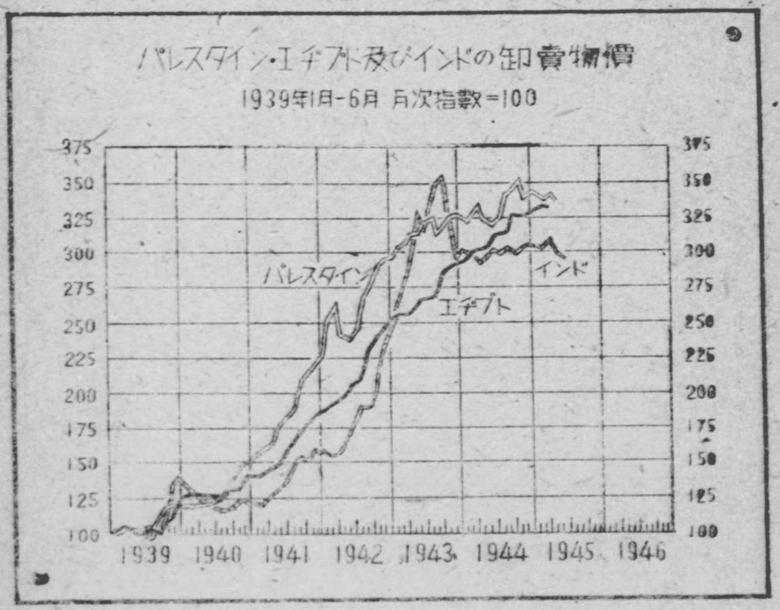

（第五圖表）

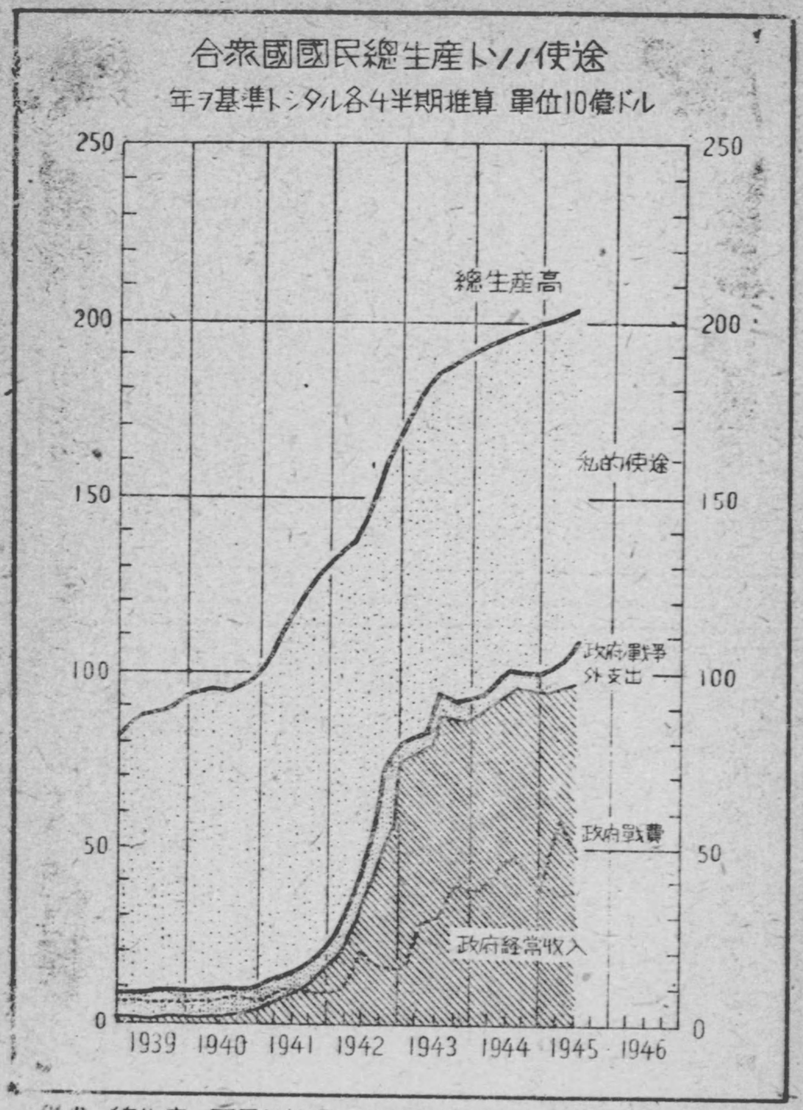

備考　總生産と國民純所得との相違は前者が資本の減價と更新に
備へる額を含んでゐることに在る。國民純所得を得る爲に
は、それらの準備は差し引かれる。

（第九圖表）

合衆國の外國貿易
（單位百万ドル）

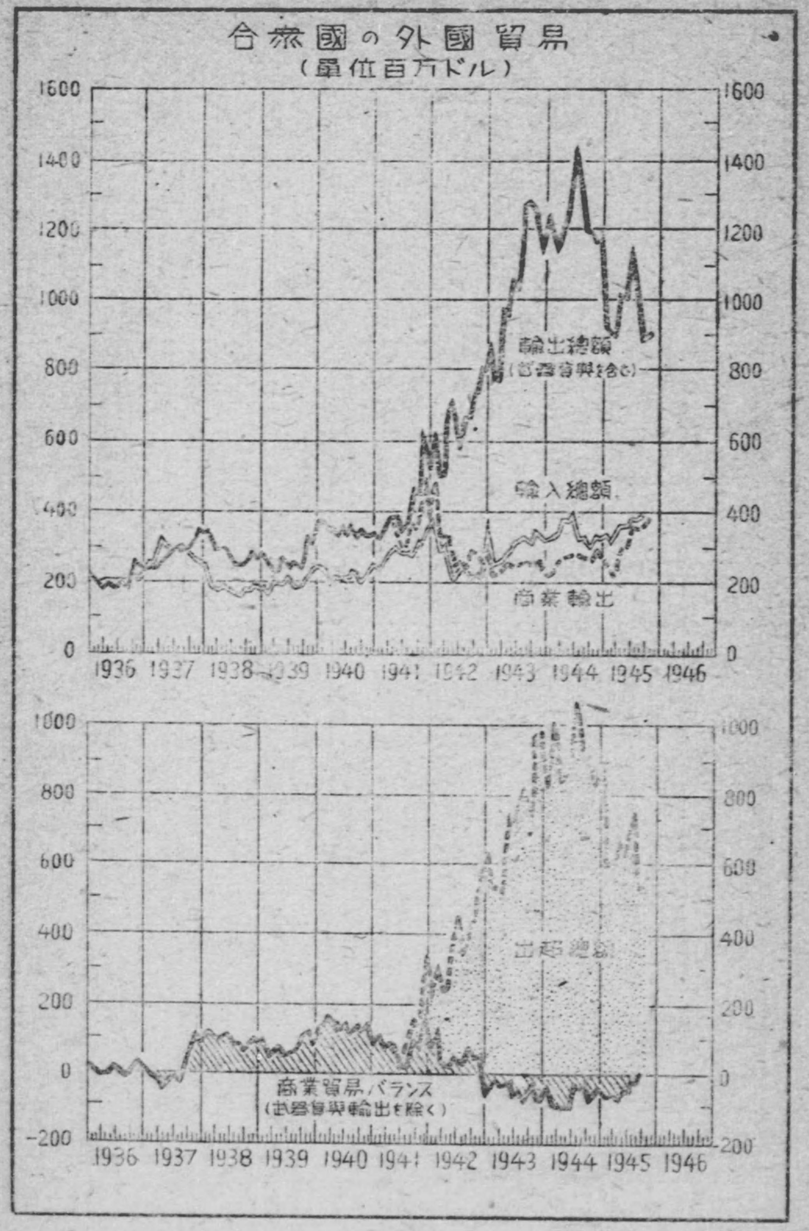

（第八圖表）

外國貿易量
毎年指數 1929－100

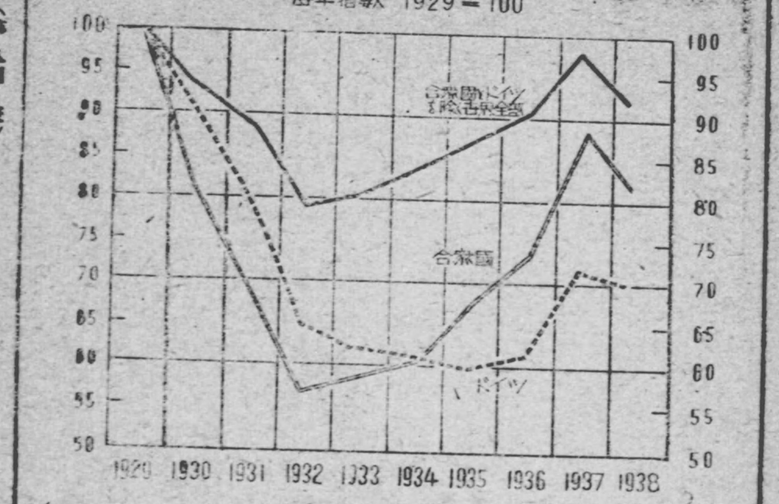

（第十圖表）

合衆國の武器貸與援助
（單位百万ドル）

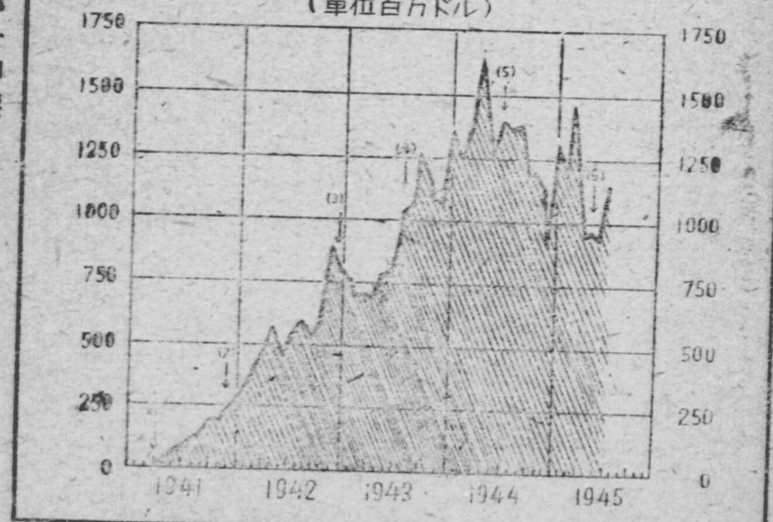

(1) 武器貸與法の成立
(2) 眞珠湾攻撃
(3) 北阿侵入
(4) シシリー侵入
(5) フランス侵入
(6) 歐洲戰爭の終結

（第十二圖表）

第一次及び第二次世界大戰における卸賣物價の變動狀況

1月～6月＝100

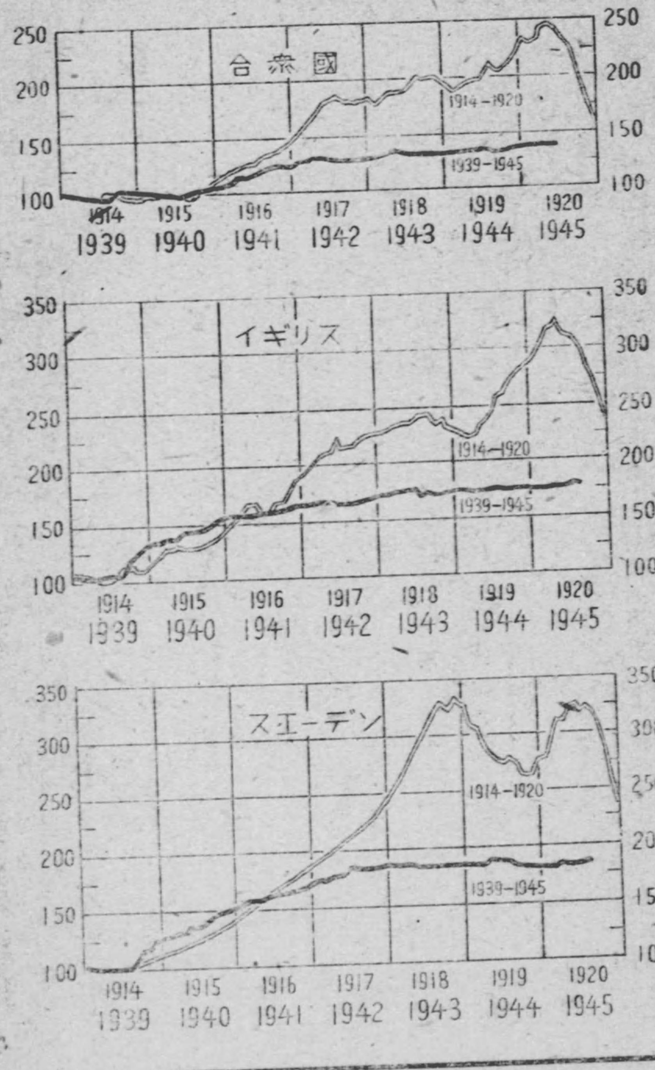

（第十一圖）

合衆國の貨幣用金保有高

（毎月末現在10億ドル）

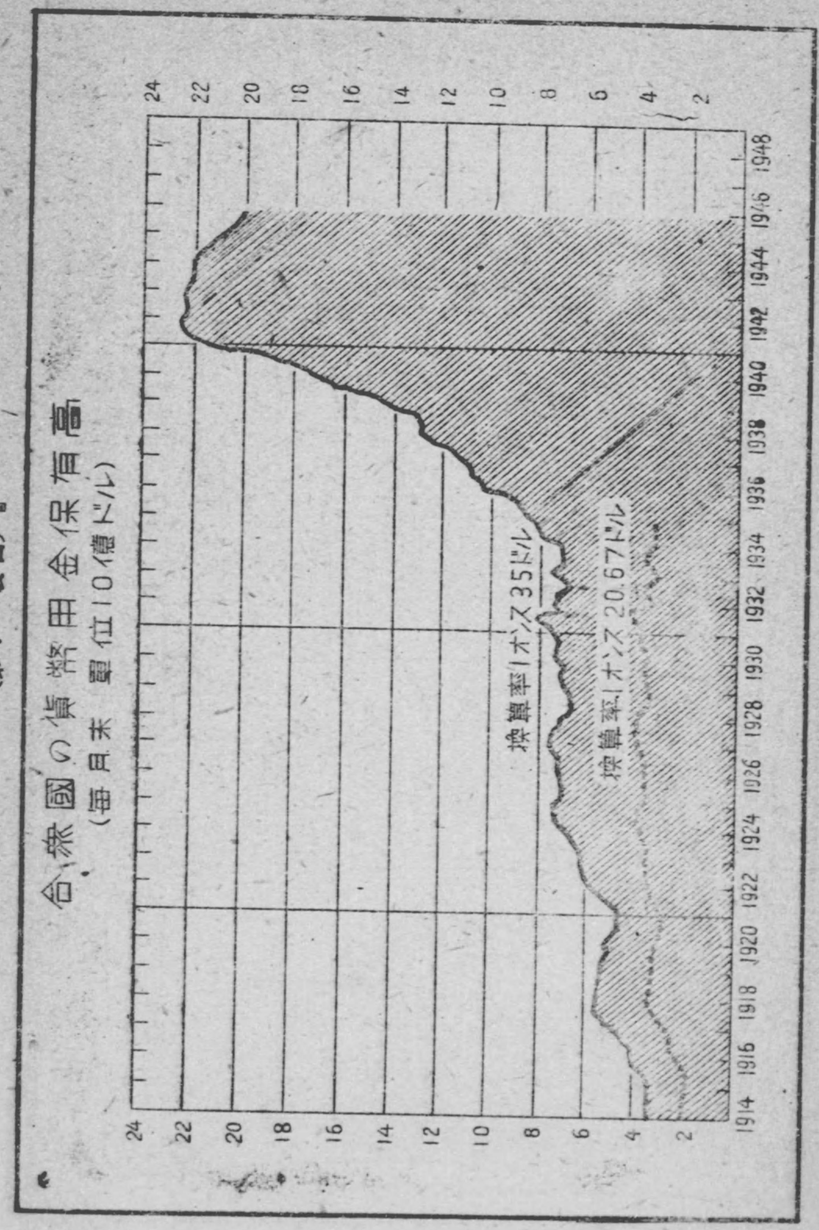

（第十四圖表）

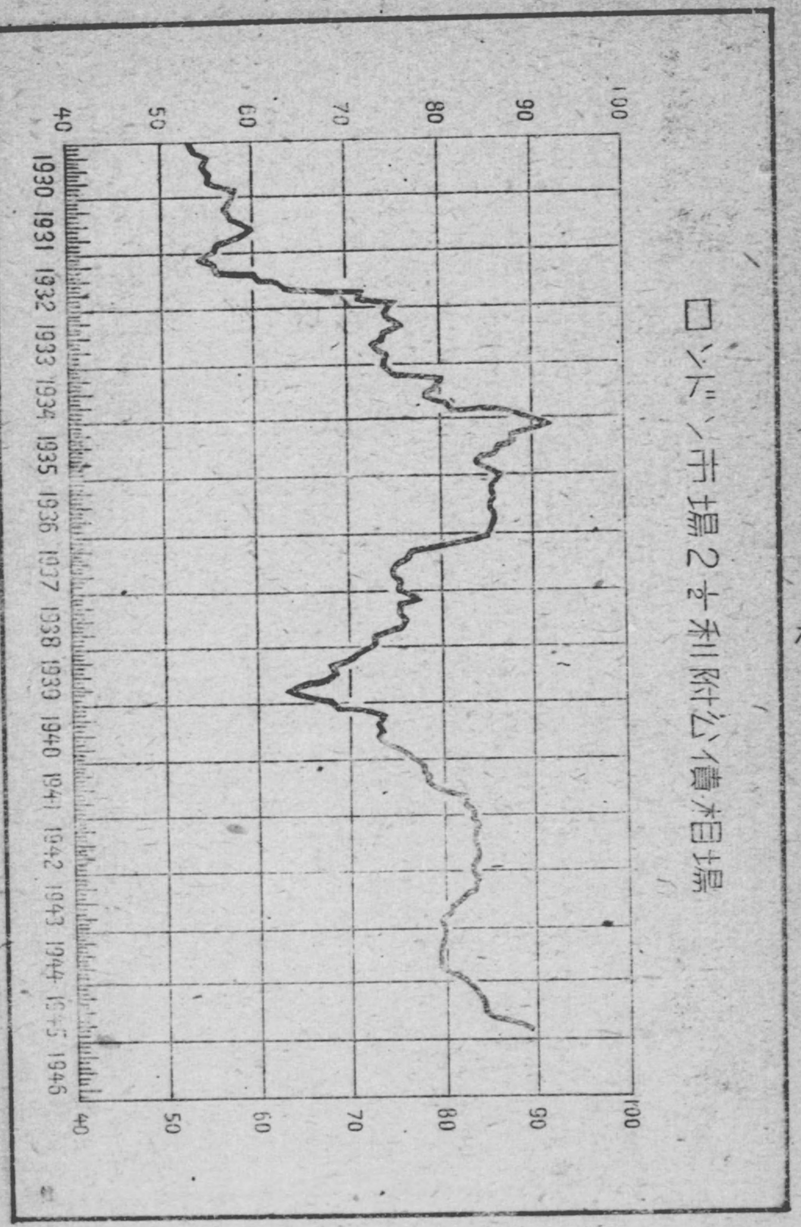

ロンドン市場2½利附公債相場
40
50
60
70
80
90
100
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946

（第十三圖表）

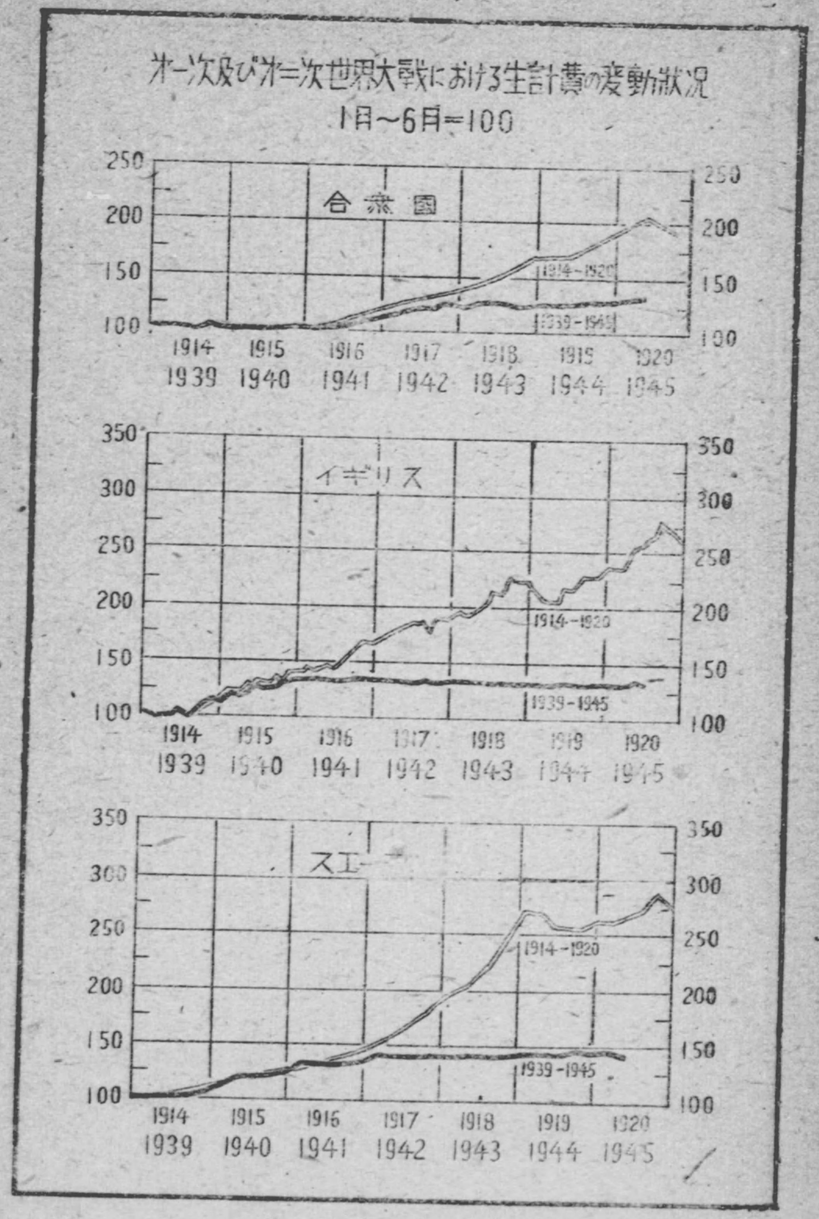

第一次及び第二次世界大戦における生計費の変動状況
1月～6月=100
合衆国
イギリス
スエー
1914-1920
1939-1945
250
200
150
100
350
300
1914
1915
1916
1917
1918
1919
1920
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945

（第十五圖表）

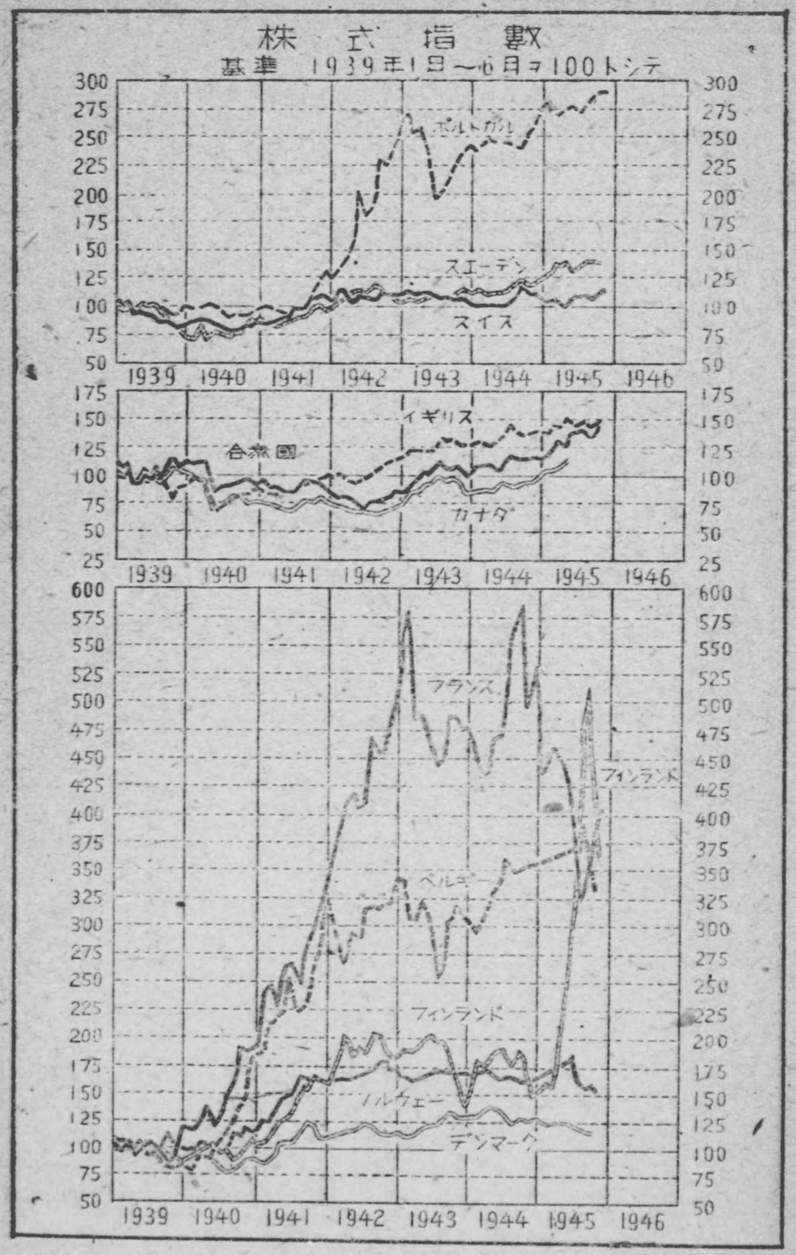
株式指數
基準 1939年1日～6日ヲ100トシテ
ポルトガル
スエーデン
スイス
イギリス
合衆國
カナダ
フランス
フィンランド
ベルギー
フィンランド
ノルウェー
デンマーク
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946

（第十六圖表）

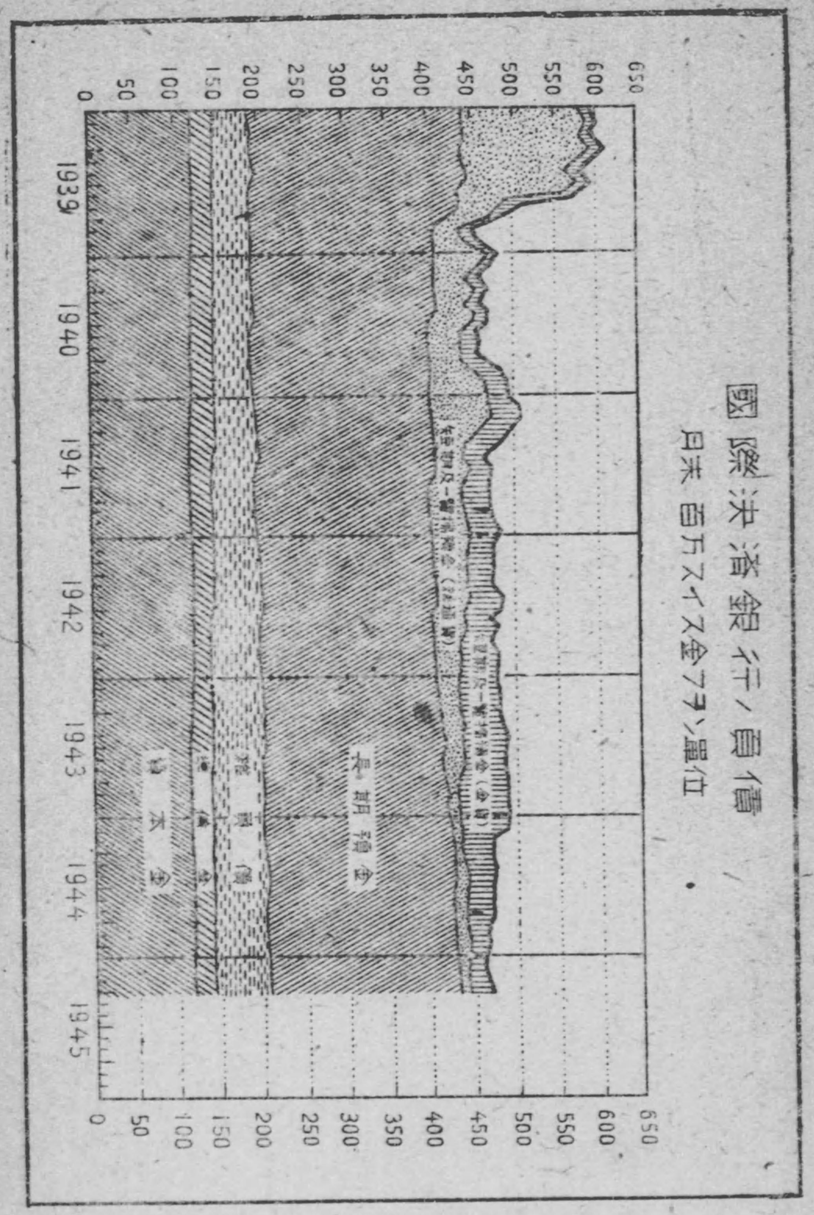
國際決濟銀行イテノ眞債
月末 百万スイス金フラン單位
長期證券
短期證券
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945

昭和二十二年三月十日印刷　昭和二十二年三月十五日發行

第二次大戰と世界經濟

定價金五十圓

譯者　東京銀行調査部

發行者　松尾精吉

發行所　東京都豐町區 株式會社 日比谷公園二 時事通信社
（電話銀座6161—8）

印刷者　東京都日本橋區 本石町一丁目四 正榮印刷株式會社

配給元　日本出版配給株式會社
東京都神田區淡路町二丁目九

（第十七圖表）

國際決濟銀行ノ資産
月末百万スイス金フラン單位

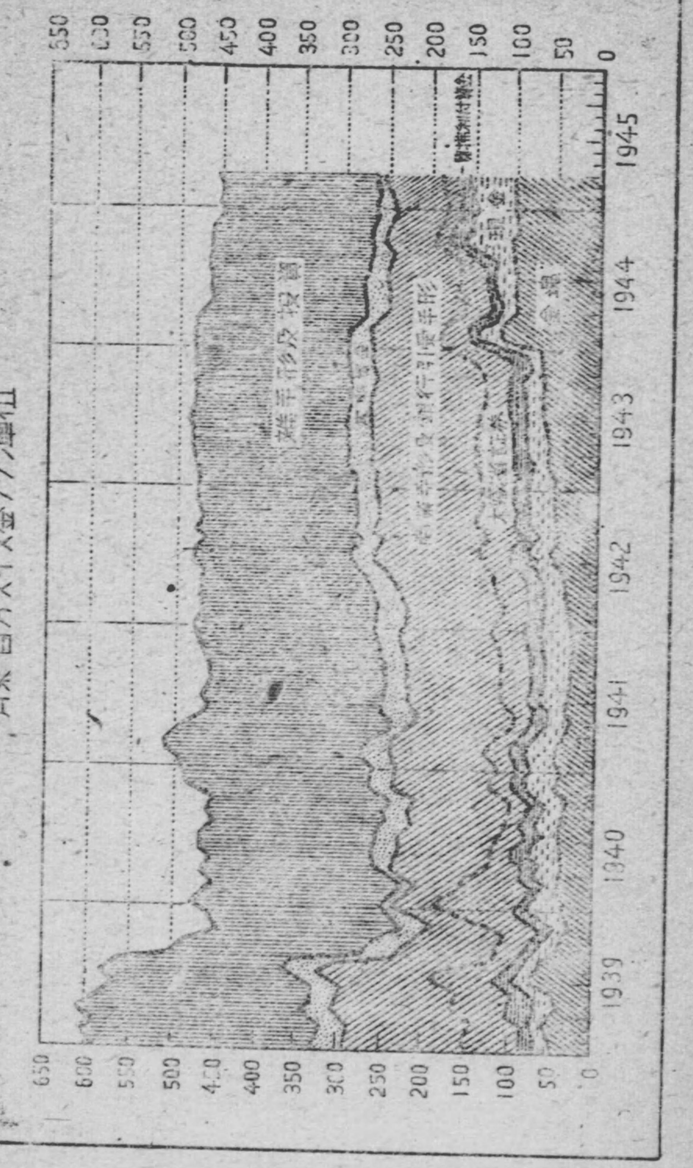

ユーゴスラヴィアの手帖

シーモノフ著
黒田辰男譯

シーモノフは本書で、反ナチス闘爭を通じて、眞のヒューマニズム、正しい愛國心、英雄主義を身につけて歴史の舞臺に登場して來たユーゴの人民達の間に育ちつつある新しい人間のタイプを、生々と描いてゐる。

（定價十六圓、送料二圓）

延安報告

黄炎培著
小椋廣勝譯

讀者は本書によつて、毛澤東の唱へる新民主々義がいかなるものであるかを、中共の政策がいかに公式主義を勇敢に排して現實的であり、人民の氣持にぴつたりとしてゐるものであるかを、はつきりと知ることができる。

（定價三圓五十錢、送料五十錢）

ロシヤ語講座（初等中等篇）

岡澤秀虎著

本書は早大露文科主任教授たる著者が、多年の實際教授の體驗にソ連語學界最新の成果をとりいれて、終戰後書き下した最新の入門書で、文法と譯讀とを併行させ、短時日のうちにロシヤ語の新聞・雜誌をよみこなせるよう、特に留意されたものである。

（定價三圓五十錢、送料三圓）

國會早わかり

衆議院
書記官長 大池眞著

新憲法實施と共に、國會は國權の最高機關であると共に、唯一の立法機關となるの就いては國民もまた國會とはどんなものかを知る必要があるとして、國會に關する主なる事項をできるだけ平易に說明しようと試みたのが本書である。（定價十圓、送料二圓）